

府中市避難所管理運営マニュアル 策定ガイドライン

(平成26年11月改定)

府中市行政管理部防災危機管理課

目次

第 部 ガイドライン策定の目的

避難所管理運営フロー

- 1	ガイドライン策定の前提	1
- 2	市の危機管理体制の現況	3
- 3	ガイドラインの使用方法	6

第 部 事前対策

- 1	避難所の管理運営体制	10
- 2	避難所の鍵の管理	14
- 3	検討時の留意事項	16
- 4	避難所のゾーニング	17
- 5	通信手段の確保	19
- 6	緊急事態発生時の対応	20
- 7	災害備蓄と避難生活環境の確保	21
- 8	警戒宣言発令時の対応	22

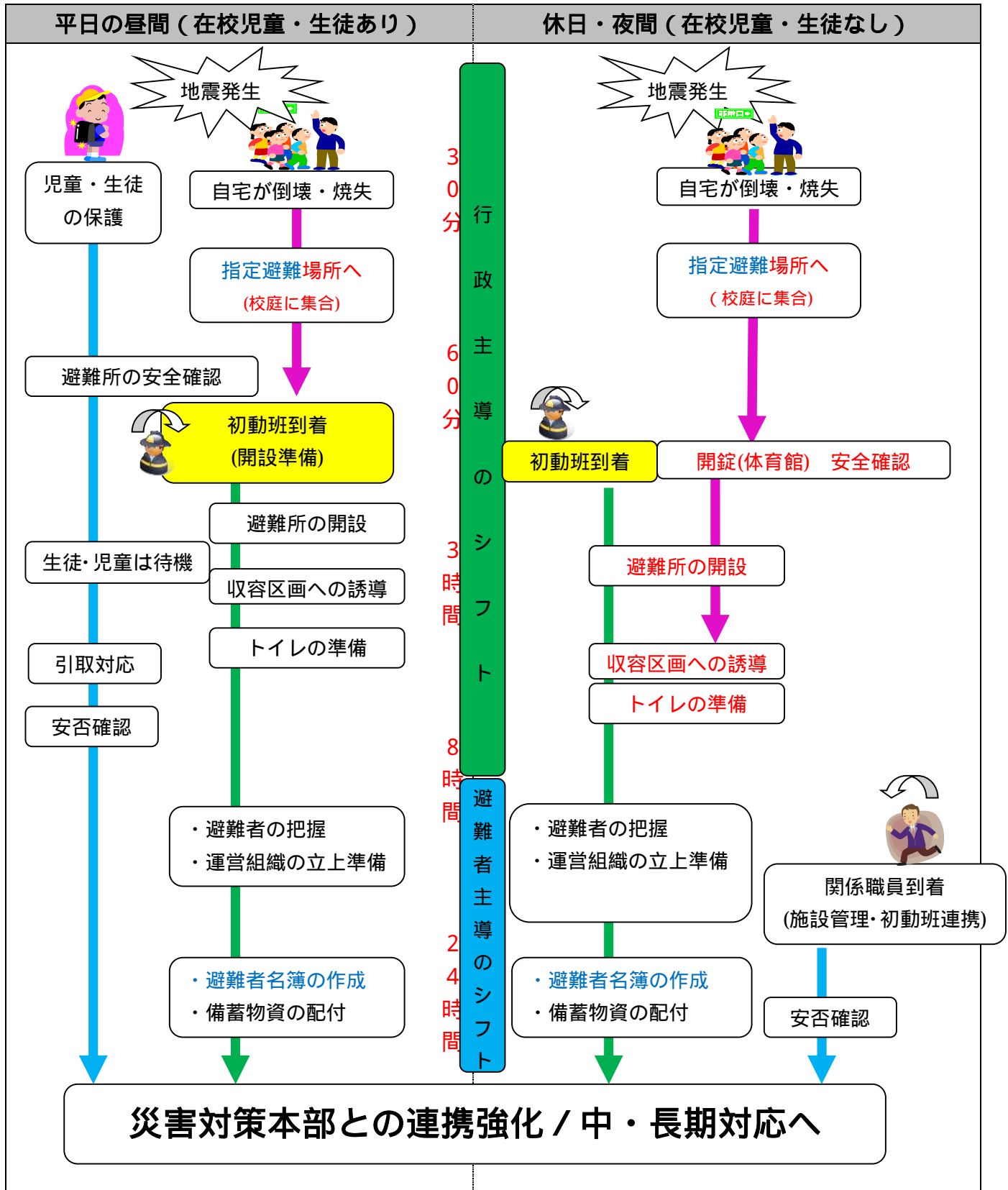
第 部 発災時の対策

- 1	発災直後の対応	23
- 2	発災3時間まで	32
- 3	発災8時間まで	38
- 4	発災24時間まで	42
- 5	発災7日まで(中・長期対策)	45

第 部 巻末資料

別表1	モデル校(地域)における検討委員名簿
別表2	モデル校(地域)における検討会議の開催経過等
別表3	休日夜間の避難所開設フロー
別表4	避難所開設初動用品一覧
別表5	避難所の安全確認フロー
別表6	ゾーニング項目例
別表7	避難所の防火安全対策
別図1	避難所施設マップ(全体)
別図2	避難所施設マップ(校内)
別図3	避難所施設マップ(体育室等)
別紙1	第三中学校訓練結果
別紙2	南町小訓練結果
別添え	資料(帳票等)

避難所管理運営フロー



→ (教職員の動き)
 → (初動班の動き)
 → (地域住民の動き)

第 部 ガイドライン策定の目的

- 1 ガイドライン策定の前提

1 マニュアル策定の目的について

大地震等により市内に大きな被害が発生した場合、多く市民が一時に集中して避難所に押し寄せることにより、避難所において大きな混乱が生じることが予想されています。平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震においても、交通機関の停止に伴い発生した帰宅困難者1,440名の受入れのため、急遽市内8箇所に一時滞在施設を開設し、対応にあたりましたが、帰宅困難者の誘導及び一時滞在施設の運営等についての課題が残りました。

避難所の円滑な管理・運営には、あらかじめ避難所の運営基準や方法等（マニュアル）を定めておく必要があり、また避難所の管理運営の主体となる行政、施設管理者、地域の緊密な連携と継続的な協議・訓練の実施が不可欠です。

このことから、府中市ではモデル小中学校（地域）において避難所の管理運営についての検討を行い、その検討結果及び提言を踏まえて本ガイドラインを策定したものです。（別表1及び別表2参照）

2 府中市内の避難所等の現況について

			数	概要
広域避難場所			11	大規模火災等からの避難場所 (都立4公園、農工大、多摩川河川敷、東京競馬場、日本電気府中事業場等)
指定避難場所	一次避難所	市立各小学校	22	家の倒壊・焼失等により自宅で生活できなくなった場合に一時的に生活する場所。(総面積40,536㎡/収容可能人員49,138人) 3.3㎡/4名 「指定避難場所」は集団避難時の集合拠点
		市立各中学校	11	
		郷土の森総合体育館	1	
		都立高校5校等	6	
小学校の平均収容可能人員			$590\text{m}^2 \div 3.3\text{m}^2 \times 4\text{人} = \text{約}720\text{人}$	最大
中学校の平均収容可能人数			$2,800\text{m}^2 \div 3.3\text{m}^2 \times 4\text{人} = \text{約}3,400\text{人}$	最大
二次避難所		各文化センター	11	一次避難所での生活が困難である災害時要援護者(高齢者・障害者等)が一時的に生活する場所。 (総面積6,309㎡/収容可能人員7,643人)
		ルミエール府中	1	
		生涯学習センター	1	
各文化センターの平均収容可能人員			$250\text{m}^2 \div 3.3\text{m}^2 \times 2\text{人} = \text{約}150\text{人}$	

(別添え資料14、15、16参照)

3 地震災害の想定条件について

首都直下地震等による東京の被害想定報告書（平成 24 年 4 月 18 日 東京都防災会議）」による被害想定

(1) 地震の発生時刻、規模等

発災日時	冬の夕方 18時00分
種類	立川断層帯地震
地震規模	震度6強 (M7.4)

(2) 被害想定

ア 物的被害

建物被害	鉄道	電気	通信(固定)	水道	ガス	下水
全壊 1,559 棟	全線不通	13.1%停電	7.8%不通	45.1%断水	支障率 98.5%	21.3%損傷

イ 火災及び人的被害

出火件数	焼失棟数	死者	負傷者
18 件	3,450 棟	136 人	1,894 人

ウ 避難者等

避難者	避難所生活者	帰宅困難者
61,507 人	39,980 人	66,153 人

エ 市庁舎の被害状況

電気	上下水道	通信	防災無線
停電なし	不能	外線不能	可能

【参考】

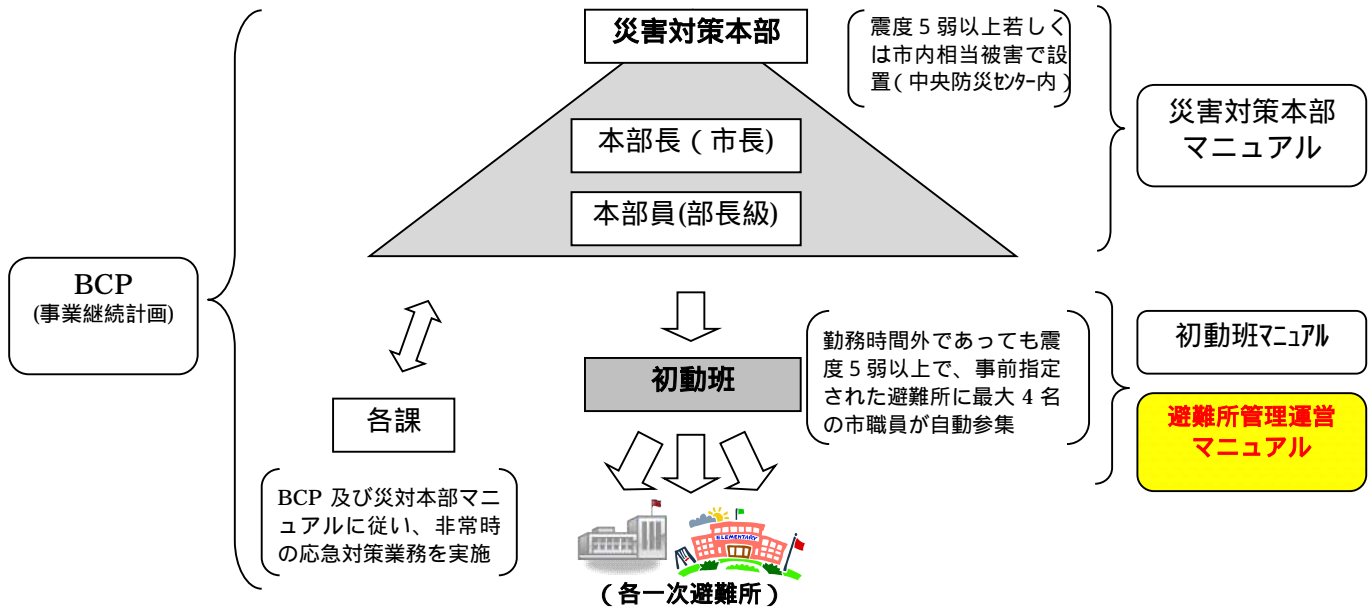
東北地方太平洋沖地震（平成 23 年 3 月 11 日）における帰宅困難者の受入れ状況等

滞留場所名等	一時収容先	人数(計 1,440 名)	閉設時間(3/12)
府中本町駅	第三中学校	240名	7時45分
	第三小学校	400名	8時23分
府中駅	第一小学校	150名	8時00分
	府中グリーンプラザ	500名	7時00分
	中央文化センター	30名	8時23分
多磨霊園駅	第九中学校	80名	8時00分
中河原駅	住吉文化センター	10名	8時00分
分倍河原駅	ハローワーク	30名	8時23分

- 2 市の危機管理体制の現況

1 市の災害対応体制等について

(1) 災害対応体制のイメージ



(2) 市職員の参集態勢について

勤務時間中の発災時には、災害の区分に応じた非常配備態勢に基づき、所定の配備につきます。

また、休日・夜間等の勤務時間外における発災時(震度5弱以上)には、災害対策本部の設置を待たずに、第三非常配備態勢以上が自動発令されたものとみなす震災時特別非常配備態勢をとり、災害応急対策を迅速に実施します。

【震災時非常配備態勢に基づく参集基準】

程度:弱	種別	発令時期	参集職員
↓	第一非常配備態勢	東海地震判定会が招集されたとき。 災害その他の状況により本部長が必要と認めるとき。	防災危機管理課員
	第二非常配備態勢	東海地震の警戒宣言が発せられたとき。 局地的災害が発生したとき。 その他の状況により、本部長が必要と認めるとき。	防災危機管理課員 関係課員
	第三非常配備態勢	震度5弱以上の地震が発生し、市の地域に災害が起きたとき。 その他の状況により、本部長が必要と認めるとき。 <u>初動班職員は指定避難場所に自動参集</u>	防災危機管理課員 災害対策本部員 初動班
	第四非常配備態勢	震度6弱以上の地震が発生し、市の地域に災害が起きたとき。 その他の状況により、本部長が必要と認めるとき。	全職員
程度:強			

【職員の参集予想】

時間	累計人数	充足率
～30分	635人	52.8%
～60分	864人	71.9%
～120分	1,051人	87.4%
～240分	1,159人	96.4%

発災後に徒歩、バイク・自転車で自宅を出発した場合
職員及び家族等の被災は想定していない

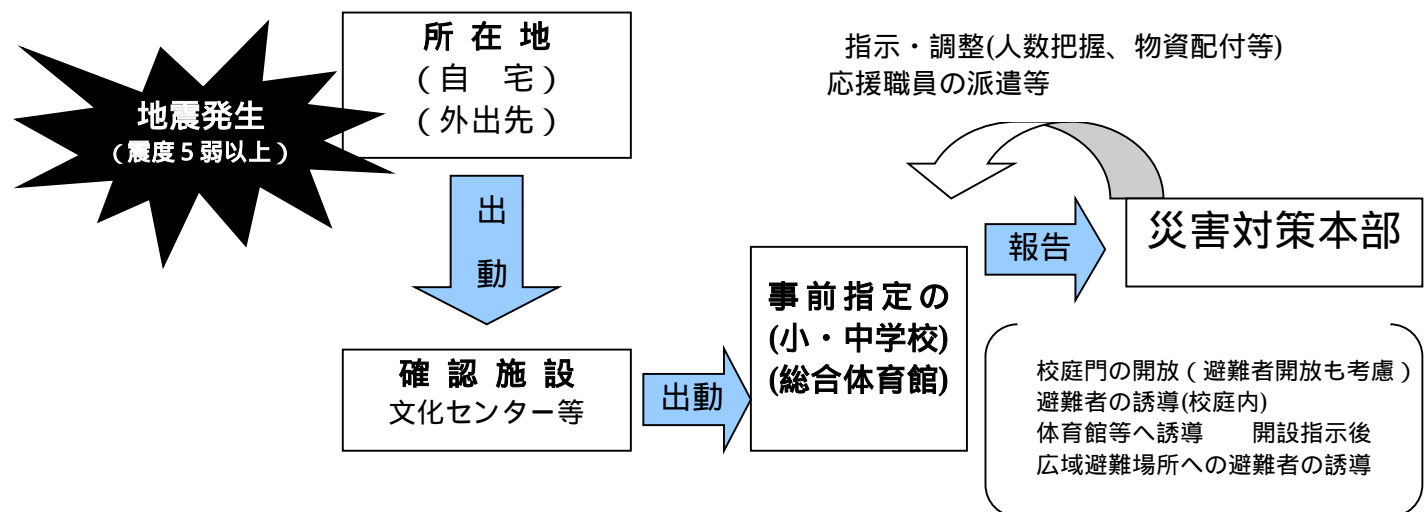
2 初動班について

(1) 初動班の概要について

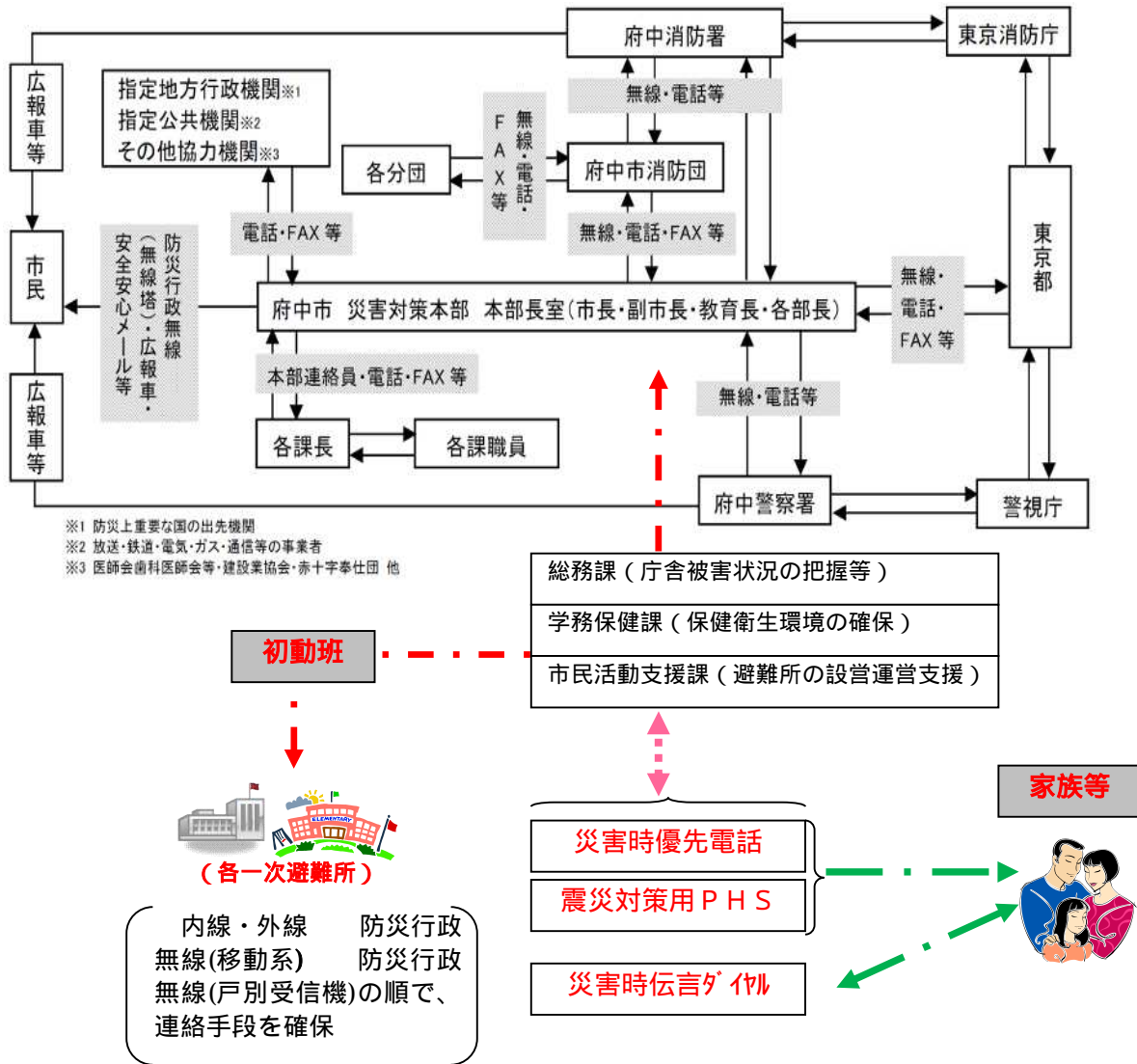
任 務 概 要	市内において震度5弱以上の地震が発生した場合、勤務時間の内外に関わらず、1班4名で構成された初動班が事前に指定された一次避難所へ出動し、情報収集及び避難所の開設・運営等の初動活動にあたるものです。
指 定 職 員	市内又は近隣市に在住する職員のうちから、市長が指名する。
出 動 基 準	市内において震度5弱以上の地震が発生した場合
任 務	ア 市内被災状況の把握と災害対策本部への報告 イ 延焼火災切迫時の広域避難所への誘導 ウ 避難者の救護 エ 避難所の開設準備 オ 避難所の管理・運営

「府中市震災時特別非常配備態勢初動班に関する要領」から抜粋

(2) 初動班の出動フロー



3 災害時の情報連絡態勢について



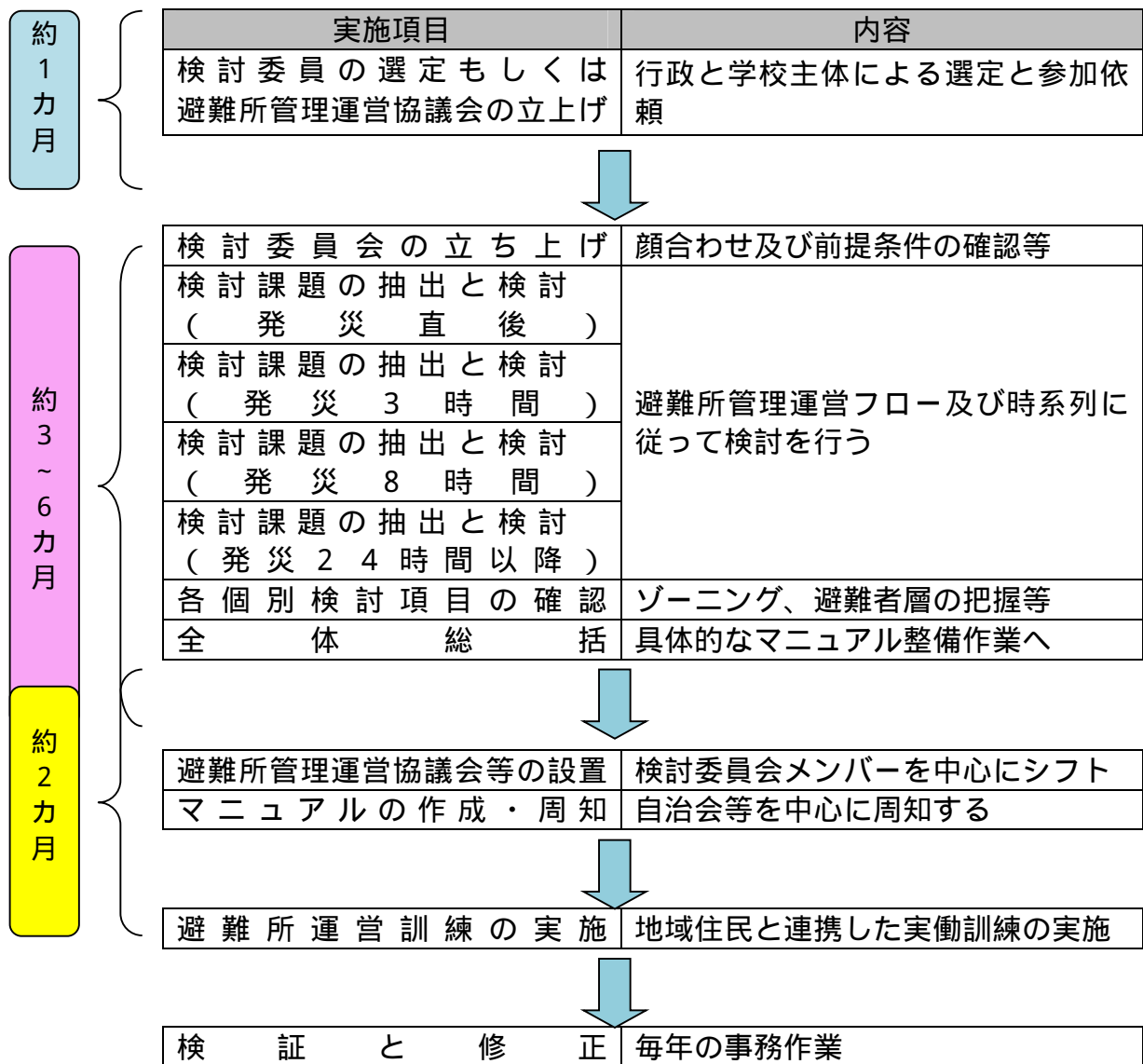
- 3 ガイドラインの使用法

1 マニュアルの作成主体と作成までの流れ

避難所の管理運営にあたっては、避難所の施設や地域の特性に応じたマニュアルを作成するため、学校毎に検討委員会を設置し、関係者の合議により協議・検討を進める必要があります。

また、マニュアルに並行して、住民による主体的な避難所の管理運営体制を整備する観点から検討委員を中心とした避難所運営協議会を設置することが望ましいものです。

【マニュアル作成までの流れ】(例)



2 検討委員の構成

避難所管理運営マニュアルの作成にあたっては、避難所の管理運営の主体となる行政、施設管理者、地域の三者による話し合いが不可欠です。三者がそれぞれの役割を認識し、各避難所の地域特性（避難者層や施設の構造など）を十分に踏まえたうえで、実際に機能するマニュアルを作成する必要があります。

（別表1「モデル校(地域)における検討委員名簿」参照）

（1）行政・施設管理者・地域の三者の参加が不可欠

ア マニュアル作成にあたっては、避難所の施設特性の反映や学校の危機管理体制との整合性の確保に留意する必要があります。

なお、広域的な児童・生徒の安否確認等の観点からは、学校（避難所）毎の検討に加えて、中学区単位での検討体制も考慮する必要があります。

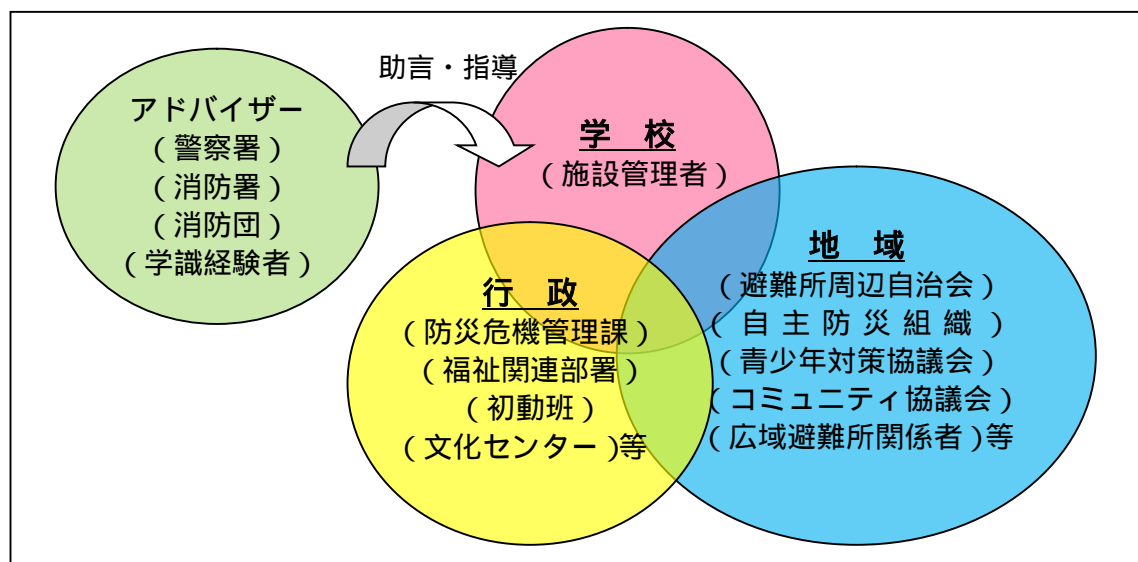
イ 避難者数や避難者層を把握する観点からは、行政の防災担当者だけでなく、地域の実情に精通した行政担当者の参加が必要です。

ウ 地域特性の反映を踏まえると、学校周辺の自治会（自主防災組織を含む）及び地域の各コミュニティ組織等の参加による合議体が望ましいものといえます。

（2）弱者の視点の反映

女性や災害時要援護者の避難所生活環境に配慮する観点から、行政の福祉部門担当者や女性委員の参加等により、弱者の視点を取り込む必要があります。

【検討委員会の構成イメージ】



3 本ガイドラインの対象となる避難所

本ガイドラインが対象とする避難所は、地域防災計画で指定する一次避難所とします。

なお、災害時要援護者等を対象とする二次避難所、広域避難場所及び郷土の森総合体育館における対応要領等については別に定めるものとします。

4 用語の定義等

災害時要援護者	「府中市災害時要援護者名簿」の掲載基準を準用し、次のとおりとします。	
	区分	等級等
	高齢者のみの世帯	75歳以上
	介護認定	3～5
	身体障害者手帳保有者	1～3級(肢体不自由)
	視覚障害	1～2級
	精神障害者保健福祉手帳保有者	1～3級
	愛の手帳保有者	1～3度
区分収容時には、家族や介助にあたる者も含めます。		
配慮を要する避難者	上記の災害時要援護者以外であっても高齢者や障害者等と同様に避難生活上の配慮を要する状況にあると認められる場合で、聴覚障害者(2～3級)や認知症の方、乳幼児(その保護者含む)、妊産婦等が該当します。	
帰宅困難者	職場や学校などの所属場所がないために、発災時に屋外で滞留する人	
トイレの配置基準	成人75人あたり1基とします。	

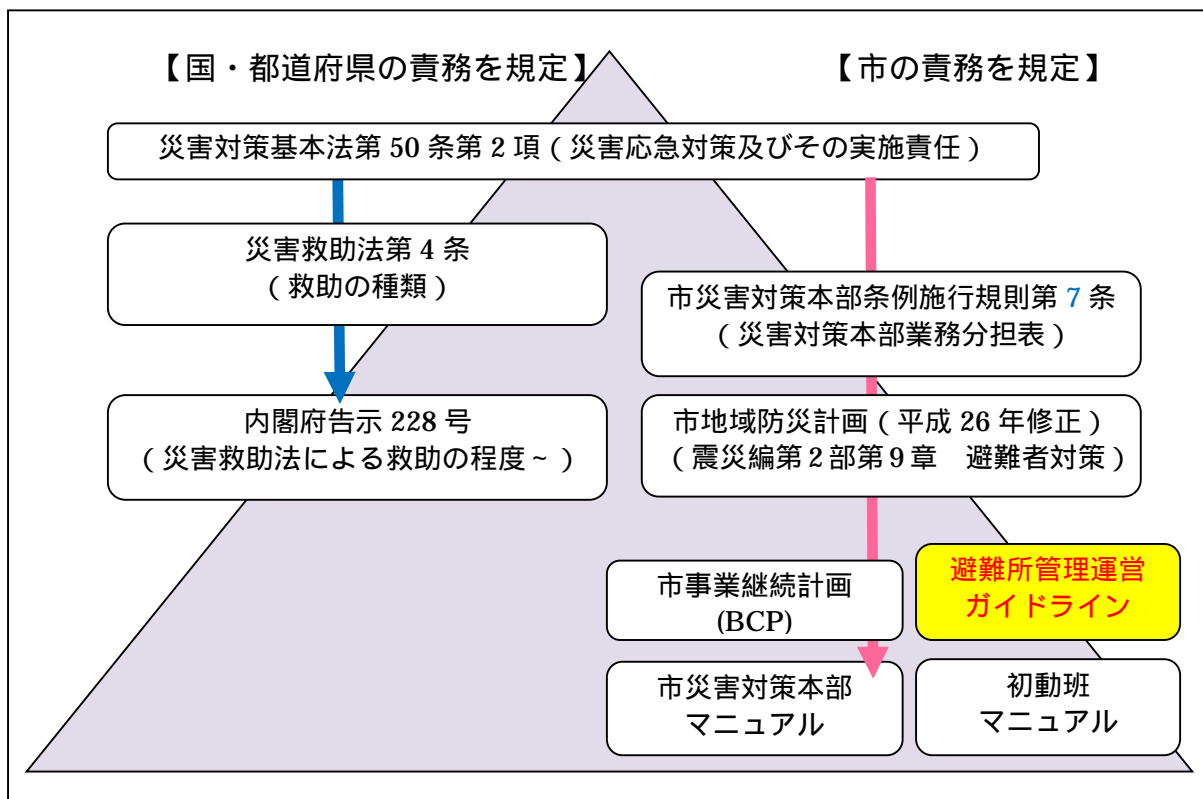
5 避難所の設置に関する法令等

地方公共団体の長及び都道府県知事は、災害対策基本法第50条（災害応急対策及びその実施責任）及び災害救助法第23条（救助の範囲）に定める被災者の救難、救助その他保護に関する規定に基づき、自治体が被災者のために収容施設（避難所）を供与し、炊出しを行い、飲料水の供給等を行うこととされています。

また、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（厚生労働省告示109号）第2条第1項（収容施設の供与）の規定に基づき、避難所は原則として学校、公民館等の既存の建物を利用することとされています。さらに、同第2条第1項二の規定に基づき、避難所を開設できる期間は災害発生の日から7日以内とすることとされていますが、災害救助法施行令第9条の規定により、厚生労働大臣と知事の協議により開設期間は延長できるものとされています。

なお、市災害対策本部条例施行規則、市地域防災計画及び市業務継続計画においても避難所の設置・運営に関して規定され、避難所の運営が円滑に行われるよう、あらかじめ各避難所の地域特性に応じた運営基準や方法を定めておくこととされています。

【関係法令イメージ】



第 部 事前対策

- 1 避難所の管理運営体制

1 基本方針

- 学校は、児童・生徒在校時には、その保護・引取対応を最優先事項とする。
- 行政は、発災時間帯に関わらず、早期に避難所に参集し、開設対応にあたる。
- 地域は、休日・夜間帯の発災に備え、行政と避難所の開設手順を共有する。

2 役割分担の明確化

避難所の円滑な管理運営には、行政・施設管理者（学校）・地域の三者がそれぞれの役割を踏まえて相互に協力していく必要があります。このことから、次の事項を基本とした三者の役割分担の明確化を図るとともに、あらゆる機会を通じて共通認識を深めることが不可欠になります。

（ 1 ）避難所管理運営責任者の配置

避難所の管理運営責任は府中市が負うものとし、災害発生時は開設された避難所ごとに管理運営責任者（市職員）を指定します。

避難所管理運営責任者は、市地域防災計画及び避難所管理運営マニュアルに基づき、避難所の管理運営にあたります。

（ 2 ）避難所施設管理者の配置

避難所施設管理者として各学校長を指定します。

避難所施設管理者は、避難所施設及び設備を提供し、避難所の管理運営に関する協力・支援を行うとともに、行政担当者（初動班）の未着・遅延時は避難所の初動体制の構築に協力するものとします。なお、施設管理者の不在時は、市職員がその任務を代行するものとします。

（ 3 ）防火担当責任者の指定

避難所管理運営責任者は、消防法第 8 条に基づき選任している当該施設の防火管理者を防火担当責任者に指定します。

防火担当責任者は、発災時及び避難所開設時は、別表 7「避難所の防火安全対策」に基づき、防火管理上必要な業務を行います。

（ 4 ）地域（住民）の協力

避難所の管理運営主体の一つとして、避難所の管理運営に主体的に参加する必要があります。避難所の管理運営は共助そのものであり、平素から避難所施設の確認や運営訓練等に積極的に関わるとともに、開錠体制や住民運営組織の構築準備を推進します。

(5) 平素からの取り組み

発災時に備え、避難所機能を適切に維持管理するため、避難所管理運営責任者は避難所施設管理者と連携のうえ、平素から次の事項に留意する必要があります。

避難所開設時に使用する施設を適正に管理すること

災害用備蓄品及び避難所開設資器材を管理・保管すること

避難所管理運営マニュアルに基づき訓練を推進するとともに、検証を行うこと

避難所の場所や避難方法、避難所の運営方法などについて、地域住民への周知を図ること

3 女性の参画と多様なニーズへの配慮

(1) ニーズの把握

女性や高齢者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者は、存在を外形的に判断することが可能ですが、必要な支援に関する個別の要望等をなかなか口に出せない場合があります。また、災害時要援護者のうち、障害の態様（内部障害や難病、義足、人工関節、妊娠初期の方等）によっては、その存在や障害の程度を外形的に判断することが困難な場合があります。

このことから、避難者の態様は様々であり、そのニーズも多様であるという前提の下、普段から相互の情報交換及び連携体制を深め、避難所管理運営関係者だけでなく、地域全体で認識を共有しておく必要があります。また、避難所開設時は、相談窓口の開設等、相談しやすい体制を整え、きめ細かい対応を図る必要があります。

(2) 避難所管理運営への参画

避難者の特性に応じた多様なニーズの吸い上げと対応には、避難者自身による避難所運営への参画が不可欠です。例えば、管理運営マニュアルの策定検討会議や避難生活時の管理運営組織に女性や福祉関係者が参加することにより、ニーズをきめ細かく拾い上げ、必要な支援に結びつけることができます。

また、女性用下着や生理用品の配付にあたっては、広く女性避難者に支援を呼び掛ける等、きめ細かい配慮を行う必要があります。

4 避難所における教職員の業務従事根拠について

市災害対策本部条例施行規則及び市事業継続計画に基づき、市教育委員会は避難所の設置及び運営に協力することと規定されており、また、「大震災時における学校教職員の避難所業務従事等について（平成10年7月1日10教人職第178号区市町村教育委員会教育長宛）」においても同様のこととされています。

しかしながら、まず第一に避難所の管理運営は災害対策基本法及び災害救助法の規定に基づき、区市町村長の責任により行われるものであり、あくまでも学校教職員は学校長の管理下において、学校長による職務命令に基づき緊急対応として避難所管理運営業務に従事するものと解されます。

また、業務の内容及び期間等については、学校においては児童生徒の保護及び学校業務の実施・継続が優先されることを十分に踏まえたうえで、行政・施設管理者・地域の三者による役割分担に基づき、具体的に決定しておく必要があります。

なお、学校長の発する職務命令の前提としては、市長からの避難所の設置及び運営への協力依頼等の発出がその根拠になり得ると考えられます。

このことから、避難所開設と同時に災害対策本部長命令により、教育長及び各学校宛に「避難の設置及び運営への協力依頼」等を発出する等、学校長の職務命令の根拠となるよう災害対策本部としての意思を明確にするよう留意する必要があります。

そのうえで、学校長はこれらを踏まえ、必要に応じて教職員に避難所管理運営業務に従事する職務命令を発することとなります。

5 避難所の機能

(1) 避難所の果たす役割

支援項目	内容
安全安心の確保	生命身体の安全確保、水・食料の提供、安息場所の確保
保健衛生の確保	避難者の救護・健康確保、トイレ・入浴・ゴミ処理
情報の提供	安否情報、生活支援情報、復興支援情報の提供
コミュニティの確保	コミュニティの維持・形成の支援、避難者の相互扶助促進

(2) 避難所施設特性の把握及び安全性の確保

避難所施設の概要及び機能等について、行政・施設管理者・地域の三者で共通認識を図っておく必要があります。

また、消防用設備等の維持管理を適切に行い、避難所としての安全性を確保しておく必要があります。

【避難所特性の把握イメージ】

ア 学校施設

名 称	府中市立府中第 中学校
住 所 等	府中市 町 電話 0 4 2 ()
生 徒 数	生徒 名 / 教職員 名
開 校 時 間	平日 (午前 時 ~ 午後 時) 休日等 (午前 時 ~ 午後 時) 開錠委託業務員による開錠
夜 間 の 管 理 体 制	委託警備会社による機械式警備
施 設 管 理 者	府中市立 学校長
防 火 管 理 者	府中市立 学校副校長

イ 避難所施設

避 難 所 区 分	指定避難場所 (校庭部分) 及び一次避難所
常 時 開 放 門	側正門
災 害 時 の 開 錠 方 法	市初動班職員による開錠 (震度 5 弱以上) 開錠担当協力員による開錠 (震度 5 弱以上)
施 設 面 積	体育館 m ² / 武道場 m ²
収 容 人 員 (体 育 館)	初期収容 名 (4 名 / 3.3m ²) 中・長期 名 (2 名 / 3.3m ²)
避難所管理運営責任者	府中市長
避難所施設管理者	府中市立 学校長
防 火 担 当 責 任 者	府中市立 学校副校長

- 2 避難所の鍵の管理

1 基本原則

休日・夜間帯の発災時には、施設管理者（学校教職員）が不在のため、市職員により編成される初動班が事前指定された避難所へ出勤し、避難所の開設にあたります。

しかしながら、初動班に指定された職員の被災や災害状況に伴う遅延に備え、地域住民の協力を前提に、開錠を含めた避難所の開設要領を共有化しておく必要があります。

（別表3「休日夜間の避難所開設フロー」参照）

2 避難所開設に伴う初動班の指定

（1）避難所開設初動班の任務

地域住民等の中から初動班に協力する地域住民（以下「開錠担当協力員」という。）を定め、開錠手段を共有する必要があります。具体的には、震災が発生した場合、避難所に開錠担当協力員が駆け付け、初動班に協力するとともに、初動班の遅延時には避難所施設を開錠します。

なお、開錠担当協力員の指定にあたっては、候補者の絞り込みや周辺避難所との重複指定を避ける観点から、地域の事情に精通した自治会長及び行政担当者（文化センター等）と協議し、避難者の所属するコミュニティ等を十分考慮したうえで、指定（依頼）することが望ましいものです。

さらに避難所施設の適正管理の観点から、学校関係者により構成する学校関係者初動班を併せて定め、行政・学校・地域の三者の協力による初動対応を図ることが望ましいものです。

（2）初動班の名簿管理

複数の開錠担当協力員を確実に確保するためには、名簿管理のうえ、毎年の更新・確認作業が不可欠です。

なお、個人情報保護の観点等から氏名・住所は公表せず、行政、施設管理者及び地域協力者間での共有に留めることが望ましいものといえます。

【初動班等の名簿管理】(例)

	氏名等	住所・連絡先	参集基準	備考
1	府中 太郎	府中市宮西町2丁目	震度5弱	放課後子ども スクール支援 員
2		- 丁目	震度5弱	自治会員
3		- 丁目	震度5弱	

3 鍵の保管場所

避難所の迅速な開設を図るため、避難所施設の鍵（関連施設含む）は次の場所に保管しておく必要があります。

また、初動班が遅延した場合は、開錠担当協力員に開錠を依頼することがあることから施設の安全確認方法や開放区域の範囲等も共有しておく必要があります。さらに、行政及び地域の初動班双方が未着の場合には、避難者により事前指定された箇所（窓等）を破壊し、開錠することも考慮しておく必要があります。

なお、開錠担当協力員の指定（委嘱）にあたっては、管理要綱を作成するなど、避難所施設全体の管理及び鍵の保管徹底等について留意する必要があります。

（別表4「避難所開設初動用品一覧」参照）

【避難所関係鍵の保管場所一覧】(例)

	キーBOX	施設管理者	教育委員会
マスターキー			
体育館鍵 (シンダ-錠&セコムキー)			

【関連施設の鍵の保管場所】(例)

屋上プール出入口	体育館附室内のキーBOX等
保健室（救護所）	
防災備蓄倉庫	
破壊による開錠位置	体育館附室 側の窓を破壊し、内部に進入する

「関連施設の鍵」は、開錠場所付近にまとめて保管しておくことが望ましい。

- 3 検討時の留意事項

1 避難者特性の把握の必要性

避難所管理運営マニュアル作成の前提として、避難者数の予想や避難者の所属コミュニティの把握は大変重要な要素です。また、中・長期的な避難所生活の質の確保を図る観点からは、収容区画を地域コミュニティ単位とすることが望ましいといえます。

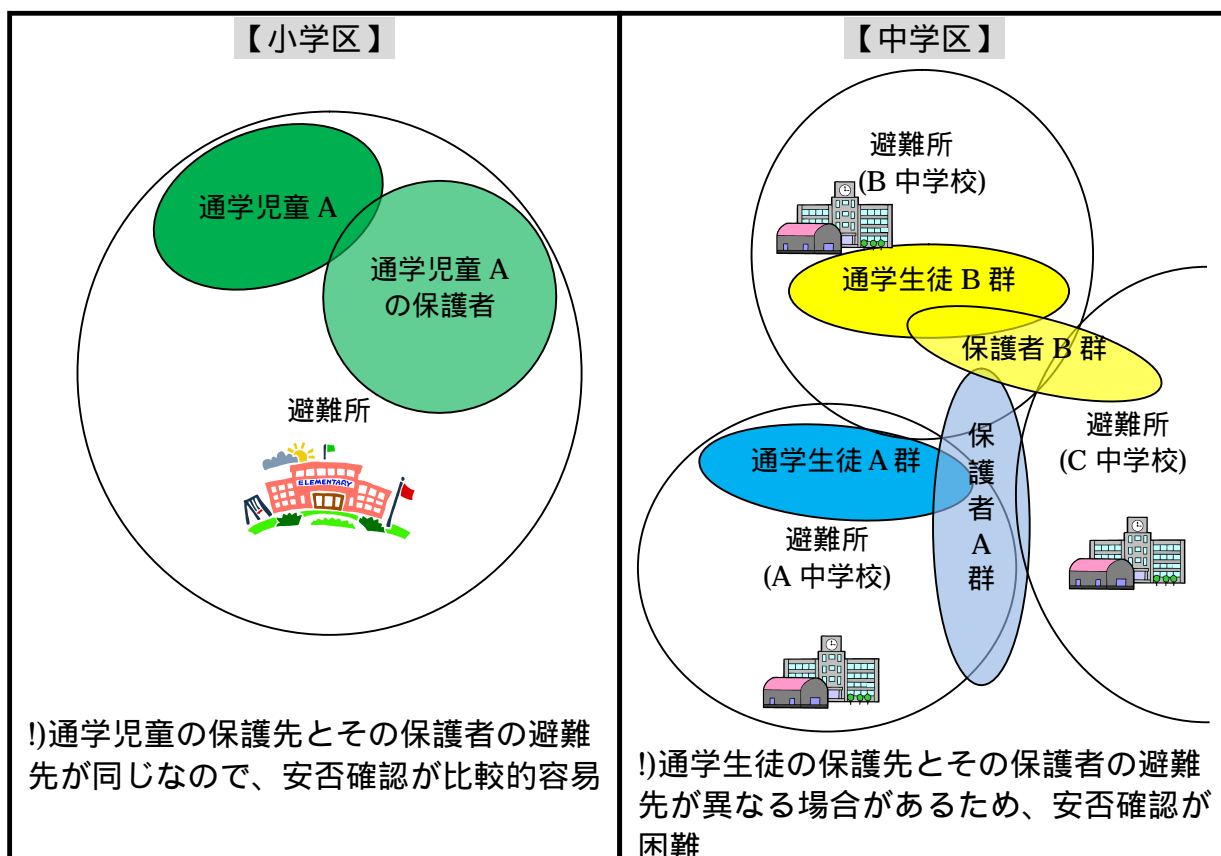
このことから、事前に文化センター等、地域の事情に精通した行政担当者と協議し、避難者特性（避難者数や所属コミュニティ等）について、できるだけ把握しておく必要があります。

また、災害時要援護者についても、福祉関連部門と連携のうえ、避難所周辺の高齢者や障害者人口の割合や福祉施設の状況等を踏まえて、概算値を算出のうえ、対策を講じる必要があります。（別添え資料14「避難所一覧 収容地域」参照）

2 中学区単位での検討の必要性

中学区における避難者の特性としては、通学生徒の居住地と避難者の所属コミュニティが異なる場合があることを踏まえ、生徒及び保護者の相互の安否確認方法について、中学区内周辺の一次避難所（小学校等）と十分協議しておくことが望ましいといえます。

【安否確認における避難者特性イメージ】



- 4 避難所のゾーニング

1 ゾーニング（開放区域の設定等）の基本方針

（1）避難所の施設マップの作成

避難所の生活環境を確保するとともに、学校教育の早期再開を図る観点から、各避難所の施設特性を踏まえたうえで、事前に開放区域を設定（ゾーニング）する等、避難所施設マップを作成しておく必要があります。

なお、ゾーニング実施後は、開放区分ごとにシールを貼ったり、ドア枠を色で塗り分ける等、可能な限り事前に誰でもわかるよう表示しておくことが望ましいものといえます（別表6「ゾーニング項目例」参照）

（2）プライバシーの確保

避難所の生活環境を確保する観点から、女性の更衣室や授乳場所、女性用の物干し場を確保する等、プライバシーの確保に配慮した区画設定に努める必要があります。

なお、避難所施設ごとに建物の配置等が異なることから、具体的には避難所施設ごとに検討していきます。

また、パーテーション等を利用した遮蔽区画については、プライバシーの確保を図れる反面、死角を生んだり、避難者の孤独化を促進してしまう要因となり得ることから、設置の時期及び場所等については留意が必要です。

（3）安全・安心の確保

避難所生活において、特に女性や乳幼児を対象にした犯罪等の防止を図る必要があります。具体的には、仮設トイレ設置場所の選定や照明装置の設置等による対策を図ります。また、府中警察署及び市地域安全対策課との連携を強化し、周辺パトロールの実施を依頼し、犯罪発生未然防止を図ります。

（4）災害時要援護者への配慮

障害者本人やその家族についての避難生活環境を確保する観点から、必要に応じて区分収容を図る必要があります。具体的には、障害の程度や各避難所施設の状況ごとに検討していきます。

なお、障害の程度等に応じた具体的な対応内容については、福祉関連部署との連携を図るとともに、「災害時要援護者への災害対策推進のための指針（区市町村向け）」並びに「妊婦・乳幼児を守る災害対策ガイドライン」（平成19年3月都福祉保健局作成）を参照してください。

（5）飼養動物（ペット）の同行避難対策

発災時は、多くの被災者が避難所まで犬猫等のペットを同行避難してくることが想定されます。

避難者への危害防止及び動物愛護を図る観点から、避難所の施設特性に応じて、避難施設の屋外部分に飼養場所の設置を検討します。

また、飼養者自身による適正な飼養体制の構築の必要性や動物用避難用具（飼育ケージやペット用の備蓄食糧等）の確保についても市民周知を図っていく必要があります。

2 具体的なゾーニング例

(1) 避難所施設全体のゾーニング

(別図1「避難所施設マップ(全体)」参照)

(2) 校舎内のゾーニング

(別図2「避難所施設マップ(校内)」参照)

(3) 体育室等のゾーニング

(別図3「避難所施設マップ(体育室等)」及び別添え資料2「避難所(体育館)区域
割り(例)」参照)

(別紙1「第三中学校における避難所開設訓練結果」参照)

- 5 通信手段の確保

1 基本原則

災害対策本部との連絡や安否確認の円滑な実施のため、複数の通信手段を確保するとともに、内外線の不通に備え、初動班・学校双方で移動系防災行政無線の操作習熟を図っておく必要があります。

また、使用する通信手段の優先順位については、混乱防止の観点から関係機関間で統一しておくことが望ましいものといえます。

2 各通信手段の一覧

(1) 電話及び防災行政無線等

	種別	備考
1	外線電話（災害時優先電話・通常）及びFAX	
2	内線電話	
3	災害対応用PHS（イエデンワ）	各校毎の使用基準に従う
4	防災行政無線移動系（トランシーバー型）	
5	防災行政無線個別受信機（据置型）	受信機能のみ
6	バイク、自転車等	伝達要員、車両の確保

災害時優先電話は、電話を発信するときに優先されますので、着信電話として使うより、発信専用の電話機として使う方が効果的です。

このため、平常時に公表されていない番号を指定しておくことが望ましいものです。

(2) その他

学校WAN	教職員による確認とする
外部インターネット等（有線）	
体育館Wi-Fi	
避難所開設電話	未整備、今後の導入を検討

- 6 緊急事態発生時の対応

1 緊急事態発生時の対応

(1) 避難所施設の使用不能

避難所施設の安全が確認できない場合や余震等で建物が損傷した場合、直近の避難所への誘導要領について具体的に定めておく必要があります。

(2) 大規模火災の発生

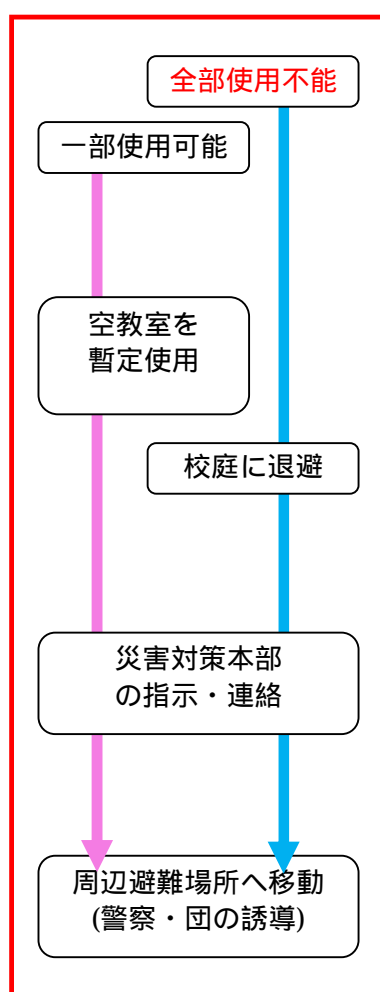
避難所周辺地域に大規模火災が迫った場合の避難行動要領について、具体的に定めておく必要があります。

(3) 収容人員の超過

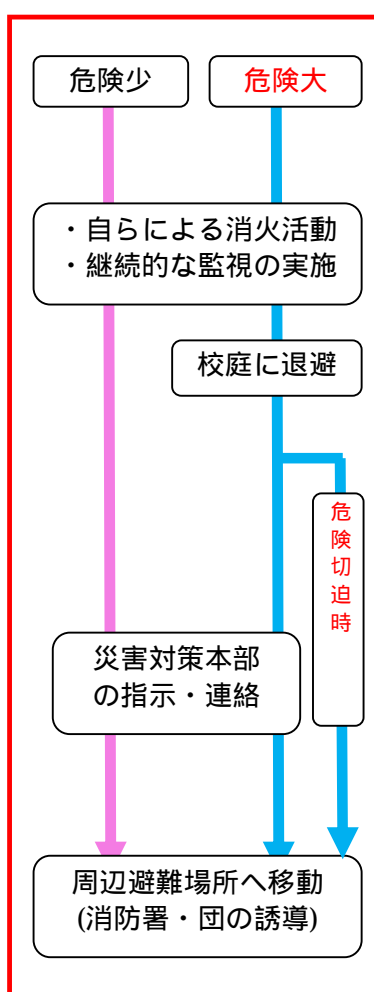
避難所の収容人員が超過した場合、もしくは避難所環境の悪化等により、一部避難者を移送する必要がある場合の周辺避難所への移送要領について、具体的に定めておく必要があります。

なお、移送先が決定するまでは、収容人員超過時に一時的に使用する教室をあらかじめ指定しておく等の暫定対応をとります。

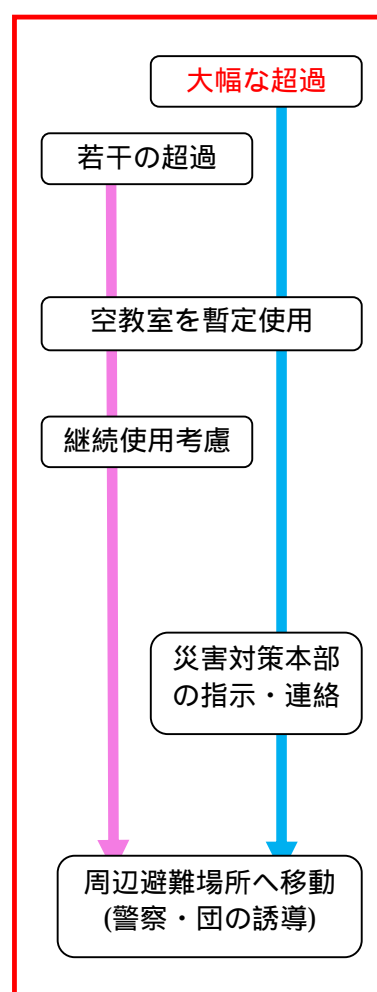
【施設の使用不能】



【大規模火災の発生】



【収容人員の超過】



- 7 災害備蓄と避難生活環境の確保

1 帳票等の整備

避難所に指定された施設には、別添えの書類・帳票等を整備しておきます。

なお、停電やO A機器の破損・使用不能に備え、書類・帳票等を紙ベースで保管しておくとともに、O A機器復旧後に備え、マニュアル及び帳票データの共有化を図っておく必要があります。また、開錠場所付近には、すぐに使用する各種案内用の張り紙や掲示用の模造紙、避難者に配付する「避難所利用の手引(リーフレット)」等を用意しておきます。

(別添え「資料(帳票等)」参照)

2 災害備蓄品の整備と管理

(1) 災害備蓄の整備方針

各避難所には、市地域防災計画における被災想定に基づき、所要の飲料水、食料及び生活必需品等が備蓄してあります。

しかしながら、これらの備蓄物資は倒壊や焼失等により自宅を失った被災者を想定して算定していることから、今後は生徒・児童の保護や帰宅困難者への対応を前提に備蓄物資の整備を推進していく必要があります。

(2) 備蓄物資の拠出原則等

備蓄物資の拠出にあたっては、発災から3日間程度は外部からの物資支援は見込めないことを念頭に、混乱なく物資の配付ができるよう、備蓄物資量と避難者数に応じた一定の配付ルールを定めておく必要があります。

3 衛生管理

(1) 水の供給

受水槽等の給水設備については、平常時から点検・整備に努めるとともに、給水装置の操作方法の習熟を図り、発災時における使用環境を確保しておく必要があります。

(2) し尿・ごみの処理

ア し尿

トイレの洗浄水が確保できない場合を想定し、避難者の協力によりプール等から洗浄水の搬送要領を作成しておくとともに、清掃等のトイレ使用環境を確保するルールを定めておく必要があります。

イ ごみ処理

避難生活に伴い発生する大量のごみの臨時集積場をはじめ、ごみ出しや搬出のルールを定めておく必要があります。

- 8 警戒宣言発令時の対応

大規模地震対策特別措置法に基づく「東海地震に関する警戒宣言」が発令された場合、市災害対策本部で避難所開設の要否を検討します。

避難所の開設が決定した場合は、広く市民に避難所の開設を周知するとともに、初動班等の派遣により次頁「 - 1 」以降の開設準備にあたります。

また、平行して避難所運営に必要な水、食糧、生活必需品等を確保する等、避難所の開設に備えます。

第 部 発災時の対策

- 1 発災直後の対応

実施項目	活動の方針
1 避難所の開設準備 関係者の参集（初動班等） 開錠と開設資器材の準備 指定避難場所への避難（避難者） 避難者への呼び掛けと人員確認	既定の参集基準に基づき、被害の大小に関わらず、早期に避難所に駆け付け、避難所の開設準備と避難者の混乱防止を図ります。
2 避難所の開設 避難所の安全確認 ライフライン設備の確認 通信手段の確保 災害対策本部への連絡 避難所の開設	避難所を開錠し、施設の安全確認・ライフライン設備及び通信手段の確保を行うとともに、災害対策本部と連携のうえ、避難者の状況に応じて、避難所開設要否を判断します。
3 避難者の誘導 避難者の誘導 他地域からの避難者の扱い 避難所利用ルールの周知 避難所の開設報告 広域避難場所との連携 トイレ機能の確認	事前のゾーニングに従い、避難者数に応じた区画設定を行い、避難者を施設内に誘導します。 誘導時には、最低限の利用ルールの周知のうえ、早期にトイレ機能の確認を実施します。災害対策本部とは、以降、密接な連携を保ちます。

1 避難所の開設準備

関係者の参集（初動班・開錠担当協力員）

初動班は、平日及び休日・夜間に関わらず、市の参集基準（震度5弱以上若しくは市内で相当数の建物倒壊及びライフライン被害があった場合）に従い、各避難所に参集します。

なお、開錠担当協力員の参集の目安については、初動班の参集基準を踏まえたうえで全市的に統一する必要がありますが、発災1時間以内を目標にした参集が望ましいものです。

参集した関係者はいったん開錠場所付近に集合し、ミーティングのうえ、役割を分担して初動対応にあたります。なお、休日・夜間における施設管理者を含む学校教職員の参集基準については、市教育委員会及び各学校における危機管理対応方針に従います。

開錠と開設資器材の準備

平日昼間の発災

施設管理者は、早期に常時開放門を開放し、被災者の避難に備えます。

初動班及び開錠担当協力員（以下「初動班等」という。）は、避難所に参集のうえ、避難者の誘導及び避難所の開設準備にあたります。

休日・夜間の発災

初動班等は、避難所に参集し、避難者の避難状況に関わらず、開錠場所を開放し、避難所開設初動用品を準備します。

なお、事前に開錠場所付近に避難者の誘導及び避難所の開設に必要な資器材を常時使用できる状態で保管しておく必要があります。

（別表4「避難所開設初動用品一覧」参照）

指定避難場所への避難（避難者）

指定避難場所への集合

避難者数の把握及び混乱防止等の観点から、出入口は常時開放門1箇所限定することが望ましいといえます。しかしながら、現実的には他の門からの出入りも十分予想されることから、指定避難場所である校庭部分へスムーズに誘導できるよう標識等により明示しておく必要があります。

避難者の集合パターン

指定避難場所への集合方法について、地域ごとの集合形式をとるのか、住民個々による判断とするのか、地域ごとに対応が分かれることが予想されます。

しかしながら現実的には、避難者の避難行動の開始時期は異なることから、一斉に避難者が集まることは考えにくいといえます。

なお、避難者の混乱防止の観点から、集合後は努めて自治会単位に集結し、初動班等による指示を待つ必要があります。その際、日中・晴天時は校庭で待機し、夜間や雨天時には、避難所開設の要否に関わらず、早期に体育室等を開放し、屋内部分に収容します。

また、避難者の誘導時には自治会未加入者に配慮するとともに、一般避難者と帰宅困難者ごとの誘導要領について検討しておく必要があります。

車両避難の原則禁止

東京都震災対策条例第 51 条において、「路上の混乱と危険を防止するため」、車両による避難は禁止されています。また、行政や自衛隊等による応急復旧活動の障害になることから、避難所の開設準備の段階で「車両避難の禁止（敷地乗り入れ）」を明示する必要があります。

ただ、現実には相当数の高齢者や災害時要援護者が車両により避難することが予想されることから、乗り入れを制止できなかった場合に備え、混乱の極小化を図る観点から駐車位置のゾーニングは定めておきます。（別図1「避難所施設マップ(全体)」参照）

避難者への呼び掛けと人員確認等

初動班等により、避難所の開設決定及び避難所施設の安全が確認できるまで、避難者に校庭内の安全な場所に留まるよう指示します。

また、可能であれば避難者に協力を呼び掛け、自治会ごとにおおよその避難者数や配慮を要する避難者の把握を行います。（別紙2「南町小学校における避難所開設訓練結果」参照）

避難所周辺における負傷者の救出救助・救護対応

指定避難場所には、災害により負傷した多くの避難者が搬送されてくることが予想されます。このことから、避難所の開設にかかわらずできるだけ早期に負傷者の救護スペースを設けるとともに、避難者の中から応急手当の知識のある者を募って、救護対応にあたる必要があります。また、地域住民から避難所周辺の救出救助活動に、初動班等や施設管理者の協力を要請されることも予想されます。しかしながら、最優先されるべきことは避難者の誘導と避難所の開設準備です。

このことから、原則として救助対応は住民自身で対応するよう理解を求める必要があります。なお、災害対策本部への応援要請や警察・消防機関への救助要請は、初動班等によりできるかぎり対応するものとします。

避難所周辺における教職員等による災害救助活動等について

震災発生直後は、教職員を含む避難所の運営管理業務に従事する行政職員に対して、避難所周辺での災害救助活動を求められることが想定されます。

一般的には、避難所周辺における救助活動要請については、避難所施設の秩序維持という業務目的の範囲外と考えられます。しかしながら、阪神淡路大震災をはじめ、人道的見地や現地の状況から教職員が実態として救助活動に従事せざるを得なかった事例は多いものです。

なお、警察官及び消防吏員等からの避難・救助活動等への協力要請については、警察官職務執行法第 4 条（避難等の措置）及び消防法第 29 条（消火活動中の緊急措置等）等に基づく従事命令となることから、当然に災害補償の対象となるものです。

2 避難所の開設

避難所の安全確認

開錠後、初動班等は安全確認チェックリストに基づき、応急的な安全確認を行います。避難所施設の安全が確認できない場合等は、「 - 6 緊急事態発生時の対応」に従います。

	確認要領備考
	避難所開設初動用品の中から、懐中電灯及び安全確認用品（安全確認チェックリスト、筆記用具、メジャー、クラックスケール、下げ振り、立入規制テープ等）を準備します。なお、確認時は努めてヘルメット、軍手を着用します。また、可能であればラジオ、携帯電話等を携行し、緊急地震速報などの受信態勢をとります。
	安全確認は二人一組で行い、可能であれば、避難者の中から建築知識を持つ者を募ります。
	避難所への延焼危険を確認後、避難者の収容部分（体育室）を最優先に安全確認を行います。ガラス破損や落下物の危険がある場所等には立入禁止表示を行います。
	確認手順は、収容施設の外周部を一巡し、次に内部を確認します。特に大空間屋根を支える柱との接合部分については、双眼鏡等を活用し、クラックの有無を確認します。 さらに、可能であれば並行して外部への通信連絡手段の有無を確認します。
	各項目を確認後、安全確認チェックリストに基づき、避難所としての使用可否を判断します。なお、開錠担当協力員等、避難者自身によりチェックを行った場合には、できるだけ早期に災害対策本部と連絡をとり、市職員による再確認を行います。
	避難者の協力を得て収容区画の危険物を除去し、安全確認後、誘導を開始します。
	災害対策本部に要請のうえ、できるだけ早期に応急危険度判定を実施します。

（別添え資料1「避難所安全チェックリスト」参照）

ライフライン設備の確認

初動班等は、当面の避難所機能維持のため、ライフライン設備の状況を応急的に確認し、被害状況に応じた対応を図るとともに、必要に応じて災害対策本部に復旧措置を依頼します。

【ライフライン設備の確認要領】

種別	確認方法
上水道	地階、地上階それぞれで通水確認を実施する。 水質及び校庭の散水栓の通水状況も確認する。
災害用受水槽	受水槽からの漏れ、給水口からの通水を確認する。
下水道	トイレ等の排水状況により下水管の破損状況を確認する。
電気	ブレーカー、受電盤、各コンセント等で通電状況を確認する。
ガス	マイコンメーターの作動・復旧状況を確認し、必要なら復旧措置をとる。 あわせてガス使用施設があれば、使用可否も確認します。

通信手段の確保

初動班等は、「 - 5 通信手段の確保」に示す通信手段の状況を確認し、使用可能な通信手段を確保します。

災害対策本部への報告及び開設判断

通信手段の確保後、初動班等は避難者の集合状況等を災害対策本部に報告し、避難所の開設判断を含め、必要な指示を受けます。

なお、各通信手段の使用方法をまとめた統一的なマニュアルを作成し、行政・学校・地域で共有するものとします。

(別添え資料3「避難所開設報告書」参照)

【報告】例

種別	確認方法等
施設名	避難所の名称
避難者の状況(数)	避難者の概数
-1 開設の必要性	避難者数、避難所周囲の被害状況等から判断
-2 開設不能理由	主要構造部の損傷等
-3 避難者への対応状況	校庭での一時待機等、現在の避難者の状況
-4 警察官等の応援要請	避難者の混乱防止、他避難所への誘導要請
通信設備の状況	使用可能な通信設備の状況
施設の状況	建物の安全確認結果
ライフラインの状況	ライフライン設備の確認結果
応急危険度判定の要否	建物の安全確認に基づく応急危険度判定の要否
初動班等の参集状況	初動班、開錠担当協力員、教職員等の参集状況

網掛け部分は、避難所の開設不能時の報告事項

避難所開設の周知

災害対策本部の指示に基づき、避難所の開設を避難者に周知するとともに、常時開放門付近に懸垂幕「府中市災害対策本部災害時避難所」を掲出し、体育室等への導線上に受付を設置します。災害対策本部と連絡がつかない場合は、初動班等が避難所開設の要否を判断し、事後に必ず災害対策本部に報告します。災害対策本部では、開設された避難所の全てを把握し、市民に広く周知します。

当該避難所の開設の必要がないと判断した場合若しくは避難所施設が使用できない場合は、「 - 6 緊急事態発生時の対応」に従い、周辺避難所に避難者を誘導します。

なお、市地域防災計画で避難所に指定されていない公民館等に市民が避難し、避難所としての実態確認がなされた場合は、災害対策本部により新たに避難所として指定します。

3 避難者の誘導

避難者の誘導

到着順の誘導

「 - 3 避難者特性の把握」に基づき、地域特性に応じた避難行動を予測したうえで、予め収容区画を自治会ごとにメッシュ化しておく等、具体的な誘導要領を定めておきます。収容目安としては、収容面積の2割程度を通路に充てることが望ましいものです。

なお、避難行動の開始時期は住民個々、地域毎に異なる可能性が高いことから、避難所開設直後は到着順に収容場所へ誘導します。

自治会単位等での集団形成があれば、そのまま誘導します。

施設内では、原則として土足を禁止し、奥から順に詰めてもらいます。

そのうえで住民運営組織の立ち上げ後（概ね24時間以降）に住民主導によりコミュニティ毎に区画を再編成することが望ましいといえます。

（別図2「避難所施設マップ(校内)」参照）

災害時要援護者等に配慮した誘導

災害時要援護者はもちろん、配慮を要する避難者についても、生活環境（トイレ、寒暖等）を考慮のうえ、事前に定めた区画に優先的に誘導する必要があります。

具体的には、災害時要援護者 配慮を要する避難者 一般避難者の順で収容区画に誘導します。

（別図3「避難所施設マップ(体育室等)」参照）

飼養動物（ペット）の取り扱い

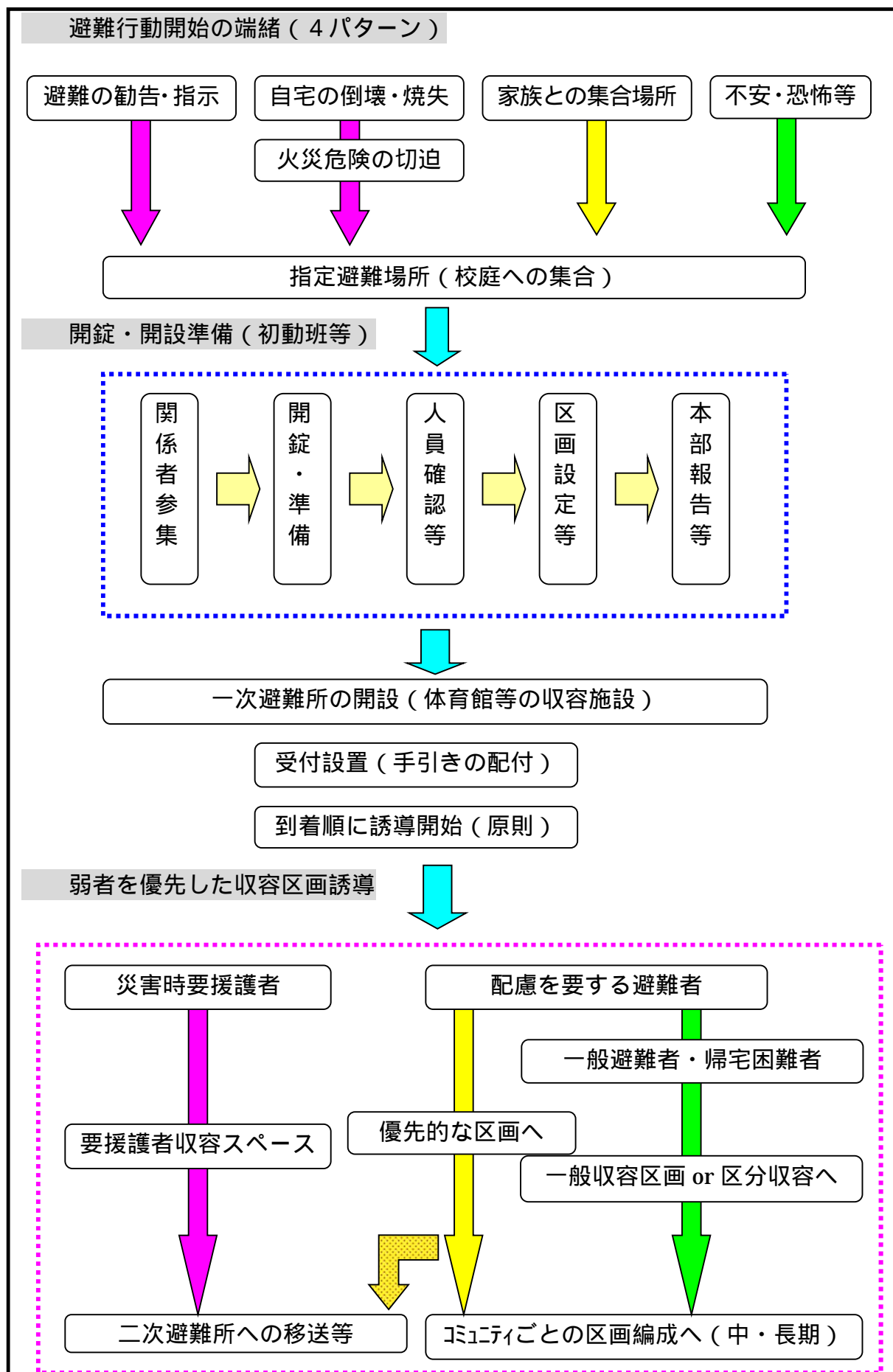
ペットの同行避難の原則から、避難所に多くのペットが集まることが予想されます。

危害防止及び動物愛護の観点から、施設の特性に応じて、予め避難所内又はその近接地に同行避難動物の飼養場所の設定を検討しておきます。設定に当たっては、避難所内での動線や避難者居住スペースとの位置関係などに配慮します。

ただし、障害者の補助犬は、避難所内への同伴を認めますが、他の避難者のアレルギー等に配慮し、別室を用意する必要があります。

また、普段から飼い主による適正な飼養体制の構築の必要性や動物用避難用具（飼育ケージやペット用の備蓄食糧等）の確保についても市民周知を図っていく必要があります。

【避難者の誘導フロー】



他地域からの避難者の扱い

他市からの避難者も、市内避難者と同様に受け入れ、備蓄物資も平等に配付しますが、適切な行政サービス確保の観点から、できるだけ早期に居住地域の行政担当者と連絡をとるよう促す必要があります。

なお、他地域からの被災者の取り扱いや移送については、近隣自治体間であらかじめ協議しておく等、連携体制を確立しておく必要があります。

避難所利用ルールの周知

全避難者に対してルールブック（A4版程度の利用手引き）を早期に配付することで避難所の利用ルートを周知させ、避難所の秩序維持を図る必要があります。

また、非開放（立入禁止）区域やトイレの使用ルールなどの基本的事項については、目立つ場所に掲示するなど、早期に避難者への周知徹底を図る必要があります。

（資料12 避難所生活の心得）

災害対策本部への報告

避難所の開設時間及び避難者の収容状況等について、定期的に災害対策本部へ報告します。なお、通信の混雑を避け、円滑な連携体制を確保する観点から、緊急時を除く連絡時間については災害対策本部で決定のうえ、全避難所に周知します。

【災害対策本部への連絡要領と項目】例

連絡区分	時期・頻度	備考
定期連絡	1日/3回（09時、13時、17時）	避難所日誌の内容等
緊急連絡	必要の都度	傷病者の発生・移送、物資の不足 施設・設備の被害状況等

既設トイレ機能の確認

避難所の生活環境の維持には、トイレ機能の確保が不可欠なことを踏まえ、早期に既設トイレの使用可否について確認する必要があります。このことから、次の事項に留意のうえ、避難者に開放するトイレ位置を事前に指定しておく必要があります。

洗浄水の確保を前提に、断水時でも開放可能なトイレを事前に決定明示しておく。生活用水の搬送経路及び搬送手順を具体的に定めておく。

地下部分のトイレを多人数で使用した場合、通水時でも溢れる可能性がある。

生活用水が確保できない場合に備え、素掘りトイレの設置場所を決定しておく。

- 2 発災 3 時間まで

実施項目	活動の方針
1 避難所の運営機能の確保 開放区画の設定と明示 避難者カードの配付 ライフライン設備の再確認と復旧要請 空調設備の確認 消防用設備等の確認	ゾーニングに従い、各種の区画設定等を実施するとともに、避難者カードを配付します。また、ライフライン設備等を確認します。
2 トイレ機能の維持・確保 トイレ使用ルールの徹底 災害用トイレの設置	開放トイレの周知や洗浄水の搬送等、トイレ使用ルートを徹底します。また、避難者数等を踏まえたうえで、災害用トイレを早期に設置します。
3 情報提供体制の確保 掲示板の設置 Wi F i 機能、テレビの活用	掲示板等の設置により、避難者への情報提供体制を確保します。

1 避難所運営機能の確保

開放区画の設定と明示

事前のゾーニングに従い、開放区画や使用できるトイレの設定を行います。

なお、設定は立入り規制テープや張り紙等で明示するとともに、掲示板などに掲出し、避難者に広く周知します。

避難者カードの配付

避難者が割当て区画に落ち着いた頃を見計らって、避難者カードを配付します。避難者カードは世帯単位で配付し、避難者数及び避難者情報（身心の状況等を含む）を把握します。

なお、避難所開設直後は避難者の移動が多く、避難者も動揺していることから、配付及び回収の時期は柔軟に対応します。

（別添え資料5「避難者カード」参照）

ライフライン設備の再確認と復旧要請

ライフライン設備全般

当面（7日間程度）の避難所機能維持のため、被害状況に応じた対応を図るとともに、必要に応じて災害対策本部に復旧措置を依頼します。

給水設備

飲料水の確保は、避難所生活に必要不可欠なものです。なお、上水道は水圧低下や停電により使用不能になることも想定されることから、給水設備及び給水状況について再確認を実施します。

また、併せて災害用受水槽の貯水量を確認し、避難者数に応じた当面の供給・配分計画を決定します。

空調設備の確認（通電時）

避難者の収容区画は大規模空間であり、空調管理が十分でないことから、防寒・避暑対策を早期に実施する必要があります。通電が維持されている場合は、空調設備の機能を確認のうえ、施設管理者と連携し、災害時要援護者や配慮を要する避難者の収容区画を優先した空調管理を実施します。

消防用設備等の確認

防火担当責任者は、消防用設備の作動及び損傷状況を確認し、所要の復旧措置をとります。

防火対策上の観点から、屋内は原則として全面禁煙とし、「避難所の防火安全対策」に基づく措置を講じます。（別表7「避難所の防火安全対策」参照）

2 トイレ機能の維持・確保

トイレ使用ルールの徹底（資料13）

トイレ機能を維持・確保するため、設置場所や種類に応じた使用ルールの徹底を図る必要があります（詰まりの原因となる紙類は分別する、屋内トイレの使用は要援護者に限定する等）。

このことから、開放するトイレ位置を事前に指定しておくとともに、次の事項に留意します。

洗浄水の確保を前提に、断水時でも開放可能なトイレを事前に決定し、明示しておく。

生活水の搬送経路及び搬送手順を具体的に定めておく。

地下階のトイレを多人数で使用した場合、通水時でも溢れる可能性があるので確認する（停電時には排水ポンプが停止する）。

生活水が確保できない場合に備え、素掘りトイレの設置場所を決定しておく。

トイレ使用ルールの簡単な手引きを作成しておき、避難者に配付する。

災害用トイレの設置

避難者数の増加に伴うトイレ不足や中・長期対応に備え、災害用トイレ（マンホール型及びタンク貯留型）を事前に決めた位置に設置します。位置決定に際しては、衛生面、防犯面、利便性を考慮します。また、避難者数に応じたトイレの使用限界を把握しておき、必要に応じて災害対策本部に災害用トイレの増設を要請する必要があります。

多目的貯水槽の活用

中学校では、発災 8 時間を目途に、多目的貯水槽の応急便槽部に仮設トイレ（マンホール型）を設置します。

応急便槽の使用可能期間の算定

応急便槽の容量は 60t あり、成人 1 人あたりの 1 日のし尿量を約 1,500cc、避難者数を 3,000 人として算定すると、応急便槽 $60t \div (3,000 \text{ 人} \times \text{し尿量 } 1,500\text{cc}/\text{成人 } 1 \text{ 日}) = 14 \text{ 日}$ となり、14 日間は使用可能であるといえます。しかしながら、仮設トイレ設置位置数（便槽穴数）は、6 箇所となるため、多人数が同時に使用することは困難です。このことから、避難者の状況に応じて、災害対策本部に仮設トイレの設置を要請します。

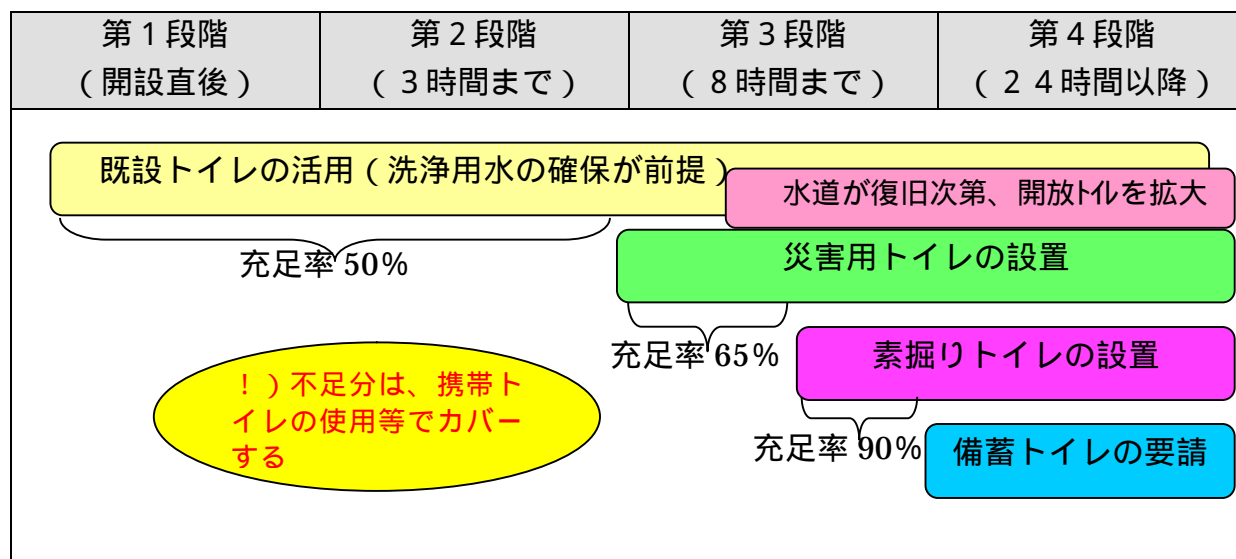
なお、行政によるし尿処理業務の開始時期は、震災後概ね 1 週間後を想定しています。

【トイレ区分による使用イメージ】

	トイレの区分	設置（必要）数	不足分
第 1 段階	既設トイレの活用	20 箇所 × 75 人 = 1,500 名分	1,500 人分不足
第 2 段階	マンホールトイレ設置（応急便槽）	6 基 × 75 人 = 450 名分	1,050 人分不足
第 3 段階	素掘りトイレ	10 箇所 × 75 人 = 750 名分	300 人分不足
第 4 段階	市備蓄トイレの要請	総数 210 基（身障者用含む）	

避難者数は 3,000 人（中学校）とし、多目的貯水槽（応急便槽）の活用を前提に試算
トイレ設置数の目安は 75 人あたり 1 基を想定

【トイレ使用フロー】



3 情報提供体制の確保

掲示板の設置

情報の不足は、避難所全体の不安や誤解の蔓延を招くと考えられることから、出入口など見やすい場所に掲示板等を設置して、情報を提供します。設置後も、収集した情報を整理し、常に新しく正確な情報の提供に努めます。

情報収集は、テレビ、ラジオ、インターネット等、あらゆる情報アクセス手段を活用するとともに、得た情報を相互に付き合わせるなど、極力その真偽を確認します。

Wi-Fi機能、テレビの活用

避難所には、災害時に無料開放される公衆Wi-Fi及びテレビアンテナの端子を設置していることから、避難者に周知し、活用を図ります。

- 3 発災 8 時間まで

実施項目	活動の方針
1 避難者の状況把握 避難者カードの回収 避難者名簿の作成	避難者カードを回収し、避難者数の状況を把握します。
2 災害時要援護者への対応 災害時要援護者の状況把握 医療スタッフの支援要請 医療機関等への移送	避難者カードに基づき、要援護者の状況を把握します。特に医療依存度の高い災害時要援護者については、早期に必要な対応をとります。
3 帰宅困難者への対応 一般避難者との区分収容 備蓄物資の拠出	帰宅困難者の避難特性を踏まえたうえで、一般避難者との区分収容を図ります。また、全収容者を対象に、優先度の高い備蓄物資を拠出します。
4 備蓄物資の拠出 備蓄物資の拠出（初期対応）	
5 住民運営組織の立ち上げ準備 住民主導の運営へのシフトと必要性 住民運営組織の代表者の選出	住民主体の管理運営体制の構築を図るため、住民運営組織の編成準備を行います。

1 避難者の状況把握

避難者カードの回収

配付した避難者カードを回収し、世帯単位で避難者の状況を把握します。避難者カードは安否確認資料や物資配付の算定根拠、住民運営組織編成の基礎データとなるばかりでなく、病歴等の個人情報も多く含むため、関与する人間を行政職員に限定して管理する必要があります。

避難者名簿の作成

避難者カードを回収後、町丁名ごとに分類し、避難者名簿を作成します。

なお、発災3日間程度はファイリングによる整理に留め、住民運営組織の立ち上げ後に住民主体によるデータベース化等を考慮します。（別添え資料6「避難者名簿」参照）

2 災害時要援護者への対応

災害時要援護者の状況把握

避難者カードの回収後、記入された医療情報等に基づき、要援護者個々人の既往歴や医療依存度に応じた対応をとる必要があります。

一般避難者との区分収容

避難所開設当初は、避難者の自主申告に基づき、災害時要援護者の収容区画（配慮を要する避難者の収容区画を含む）へ誘導することになります。避難者カードの回収後は、記入された医療情報に基づき、積極的な災害時要援護者の支援を実施する必要があります。

なお、医療依存度の高い災害時要援護者には介添え者が付き添うことが想定されることから、収容人員の管理には特に留意する必要があります。

一般避難者と区分する災害時要援護者の定義

災害時要援護者の迅速な誘導を図るため、要援護者の定義を明確にしておく必要があります。具体的には「府中市災害時要援護者名簿」の掲載基準を準用します。また、避難者同士の混乱等を避ける観点から、色別のリボンの着用等も検討する必要があります。

なお、これ以外の方であっても高齢者や障害者等と同様の状況にあると認められる場合は、初動班等の判断により柔軟に対応するものとします。特に聴覚障害者（2～3級）については、災害時要援護者支援事業の対象には含まれてはませんが、避難所生活における情報保障の観点から「要支援者」としてサポートする必要があります。

【災害時要援護者等の定義イメージ】

区分	等級等	色区分
高齢者のみの世帯	75歳以上	緑
要介護認定	3～5	赤
身体障害者手帳保有者	1～3級(肢体不自由)	赤
視覚障害	1～2級	黄
精神障害者保健福祉手帳保有者	1～3級	青
愛の手帳保有者	1～3度	青
聴覚障害者	2～3級	白

医療スタッフの支援要請

避難者カードに記入された避難者個々の医療情報を理解し、必要な支援の程度を判断できる医療支援スタッフの配置について、災害対策本部へ要請します。

また、二次避難所と連携した対応要領についても事前に検討しておく必要があります。

医療機関等への移送（継続検討）

医療依存度の高い災害時要援護者等については、災害対策本部と連携し、できるだけ早期に医療機関や二次避難所（文化センター等）、福祉避難所へ移送する必要があります。

なお、二次避難所の管理運営要領については検討中であることから、継続検討とします。

3 帰宅困難者への対応

一般避難者との区分収容

帰宅困難者は、原則として東京都の指定する一時滞在施設（市内都立高校5校及び多摩職業能力開発センター）を案内します。しかしながら、初期段階での移動の困難性を考慮し、施設内での区分収容について考慮します。

備蓄物資の拠出

帰宅困難者に対する備蓄物資の拠出については、人道的見地及び避難者の状況に応じて柔軟に対応する必要があります。

4 備蓄物資の拠出

備蓄物資の拠出（初期対応）

発災直後の初動段階において拠出する必要がある備蓄物資の種類等について、事前に検討しておく必要があります。具体的には毛布など、寒暑対策や被災者の体調管理に関する物資を中心に拠出します。

なお、配付要領等については、避難者数や構成等、状況に応じて柔軟に対応するものとします。

【食糧の配付イメージ】

	備蓄量（小中学校平均）	配給目安	備考
1日目	クラッカー2,800食	÷避難者3,000名 = 1食分	
2日目	アルファ化米6,000食	÷避難者3,000名 = 2食分	湯又は水要
3日目			
4日目以降	各防災倉庫及び外部からの支援物資による配給を想定		

避難者数は3,000名（中学校）を想定

【飲料水等の配付イメージ】

	備蓄量	配給目安
第1段階	災害用受水槽40t（各校平均）	÷避難者3,000名 = 13.3ℓ 4日分
第2段階	浄水所8,290t（市内4ヶ所）	都管理施設 近隣市と共用で使用
	応急給水施設1,700t（市内2箇所）	
第3段階	支援物資及び外部からの給水車による給水を想定	

避難者数は3,000名（中学校）を想定

災害用受水槽（屋外型）が設置されていない避難所は、屋内の受水槽から給水を検討する。

「応急給水槽」とは、上水道間の途中に貯水槽を設置しておき、震災による水道管の損傷を感知すると、貯水槽の弁を自動閉鎖することにより、災害時の飲料水を確保するもの。現在府中市内には、東京都により計2箇所（計1,700t）設置されている。

5 住民運営組織の立ち上げ準備

住民主導の運営へのシフトと必要性

シフト変更までの目標像

概ね発災 8 時間までは、初動班等が中心となった組織編成により、避難所の管理運営が行われます。

発災 2 4 時間以降は、避難者の中から住民運営組織の中心となる人物を選出し、住民運営組織の立ち上げ準備を進める必要があります。

発災 3 日以降は、住民運営組織及びボランティアを中心とした組織編成により、避難所の管理運営がなされることが理想です。

阪神淡路大震災における教訓

本来、避難所の開設は緊急避難的措置であり、災害復旧住宅への入居や生活再建措置ともあわせ、できるだけ早期の日常生活への復帰が目指されるべきものです。このことから災害救助法では避難所の開設期間は 7 日を原則としていますが、被害が甚大で避難者が多数に上る場合には、避難所での生活が 3 カ月以上の長期にわたることも予想されます。

平成 7 年の阪神淡路大震災では、約 6 6 % の避難所で自治組織が結成されました。一方、約 3 4 % の避難所では、最後まで自治組織ができませんでした。自治組織ができなかった避難所では、避難者自身による避難所運営への主体的参加が得られない間に教職員主導による運営体制が確立し、結果、避難者の「自立」(= 避難所の閉設) が遅れたという指摘がなされています。しかしながら、教職員の備える指導力や判断力は、避難所の円滑な管理運営に大きな役割を果たし、自治組織確立のオーガナイザー、避難所運営における行政と避難者の調整役等の存在となったことも事実です。

一方、行政主導の運営体制をとった避難所では、避難所生活が長期化すればするほど、ストレスの蓄積等により行政と避難者が直接対峙する機会が増え、避難所の管理運営における大きな障害となりました。

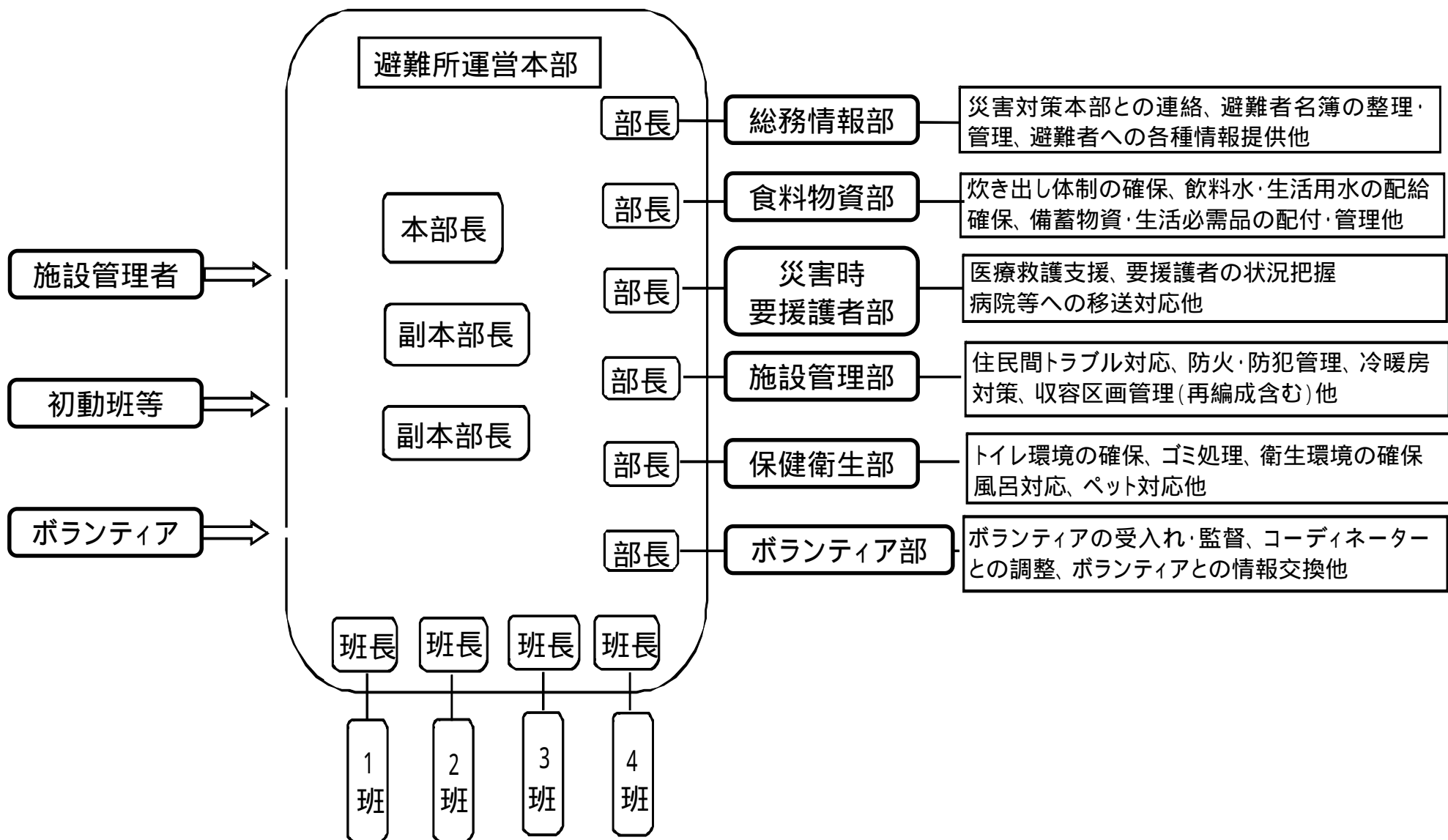
住民運営組織の代表者の選出

周辺自治会の代表者等を中心に住民運営組織の中核となる人材を選出し、住民運営組織の立ち上げ準備を進めます。

なお、部及び班の編成にあたっては自治会や自主防災組織など、既存組織をできるかぎり活用するとともに、事前に避難所管理運営協議会を設置しておく等、地域住民との継続的な協議や避難所運営訓練等を通じて、運営組織の中核となる候補者の選定や意識の共有化を図っておく必要があります。

また、避難者を世帯及び居住地域単位の班に分けることにより給水や給食、物資の配付、情報の収集・伝達を組織的かつ円滑に行うことができます。

【運営組織】(例) (別添え資料11「避難所運営組織(例)」も併せて参照)



- 4 発災 24 時間まで

実施項目	活動の方針
1 災害対策本部との連携強化 避難所管理責任者の派遣 避難所運営記録（日誌）の管理 各種応援員の派遣要請 ボランティアの受入れ準備	災害対策本部との連携を強化し、避難所の管理運営体制の充実を図ります。
2 災害時要援護者への対応 医療機関等への移送	災害時要援護者の状況把握を推進し、二次避難所との連携強化を図るとともに、必要に応じて医療機関へ移送します。
3 不足物資の把握と要請 避難者ニーズの把握 在校の児童・生徒への対応	住民及び在校児童生徒のニーズに応じた物資供給体制の整備を図ります。
4 ゴミの処理 ゴミの臨時集積場の設置 ゴミの排出ルール確立	ゴミ処理ルールを確立し、避難所の衛生環境及び秩序維持の確保を図ります。
5 避難者の安全・安心の確保 視認性の向上 パトロールの実施 外来者・報道機関への対応	プライバシーにも配慮しつつ、犯罪の未然防止等を図ります。

1 災害対策本部との連携強化

避難所管理責任者の派遣

発災 24 時間を目途に避難所管理責任者（市職員）及び初動班交替要員を派遣し、避難所管理運営体制の強化を図ります。

避難所運営記録（日誌）の管理

避難所運営記録（日誌）を準備し、避難所の運営記録を記載します。
 （別添え資料 4「避難所日誌」参照）

各種応援員の派遣要請

避難所のニーズに応じて、市職員やボランティアの派遣を災害対策本部に要請します。

ボランティアの受入れ準備

災害対策本部及び社会福祉協議会等と連携のうえ、ボランティアの受入れ準備を進めます。なお、事前にボランティアに担当してもらう業務の抽出やボランティアコーディネーターとの連携要領について協議しておく必要があります。

2 災害時要援護者への対応

医療機関等への移送

避難者カードの記載内容に基づき、医療依存度の高い避難者を早期に把握し、災害対策本部と連携のうえ、医療機関や二次避難所（文化センター等）、福祉避難所への移送を行います。

3 不足物資の把握と要請

避難者ニーズの把握

避難者層（構成）を早期に把握し、避難者のニーズに応じた物資支援を災害対策本部に要請します。また、避難者ニーズの優先順位を判断したうえで、配付計画を立てます。

在校の児童・生徒への対応

各避難所の備蓄物資の算定根拠は、一般避難者への拠出を前提としており、在校児童・生徒への拠出は想定していません。

学校には、児童・生徒用の非常食が備蓄されていることから、その利用を優先します。

不足が生じた場合には、人道的見地に基づき、在校児童生徒へ備蓄物資を拠出するものとしませんが、教育委員会等と連携のうえ、児童生徒を対象とした備蓄物資の充実を図る必要があります。

4 ゴミの処理

ゴミの臨時集積所の設置

災害時のゴミ収集については、府中市清掃組合との間で廃棄物処理等に関わる協定を締結していますが、道路寸断や処分場の使用不能等により、ゴミ収集がしばらく実施できないことも想定されますので、あらかじめゴミの集積場所を設定しておく必要があります。

ゴミの排出ルールの確立

ゴミ捨て等の生活ルールについては、住民運営組織により周知徹底し、円滑な排出ルールを確立します。

5 避難者の安全・安心の確保

視認性の向上

避難者の安全・安心の確保のため、照明の配置による視認性の向上を図るとともに、死角の解消を図ることができるよう、プライバシーの確保にも配慮しつつ、パーテーションの配置・高さ等に留意します。

パトロールの実施

各種犯罪の予防や秩序維持及び避難者の不安感の解消のため、府中警察署と連携し避難所におけるパトロールを実施します。特に女性や子供の安全を守ります。

外来者・報道機関への対応

避難者のプライバシーを確保するとともに、犯罪発生の未然防止を図るため、次の事項を徹底します。

【対応方針例】

受付・窓口の設置	部外者訪問時は必ず受付を経由させ、身分等を確認する。
報道機関への対応	取材等の窓口は一本化し、無断立ち入りは厳禁とする。 また、取材者の氏名・所属・目的等を記録する。
安否確認情報の提供	外部からの安否情報の問い合わせに対しては、安否情報の提供を了承した避難者のみ情報を提供する。

(別添え資料9「取材・調査等受付簿」参照)

**- 5 発災7日まで
～ 中・長期対策（継続検討項目）～**

実施項目	活動の方針
1 住民運営組織の立ち上げ 住民主体の運営体制への移行	<p>避難者自身による主体的な避難所の管理運営体制を構築するとともに、中長期対応に備え、生活環境及び避難者の健康管理の確保を図ります。</p> <p>また、避難者カード等により避難者を把握し、円滑な安否体制等の構築を図ります。</p>
2 物資の受入れと配付 配付要領の確立	
3 生活環境の確保 生活ルールの確立 温度管理 プライバシーの確保 飼養動物（ペット）対策の実施	
4 衛生環境の確保 避難所の衛生管理	
5 避難者の健康管理 救護所における医療救護活動	
6 情報提供体制等の構築 安否確認態勢の構築 情報提供体制の充実 相談窓口の設置	
7 ボランティアの要請・受入 避難所ボランティア本部の開設 社会福祉協議会等との連携強化 ボランティア種別に応じた対応	
8 炊出しの開始 炊出しの開始	
9 避難所の統廃合 開設期間の延長要否 避難所の縮小・統合 避難者状況の把握強化	

1 住民運営組織の立ち上げ

住民主体の運営体制への移行

中長期対応に備え、事前の協議等に基づき住民運営組織を立ち上げます。なお、住民運営組織の構成員には女性や災害時要援護者をできるかぎり含め、弱者の視点を確保するとともに、要援護者自身も主体的に避難所運営に参加できるよう努めます。

2 物資の受入れと配付

配付要領の確立

支援物資を種別ごとに整理し、記録します。

避難者個々のニーズを把握するとともに、物資量と避難者数に応じた割当て作業を開始します。(別添え資料10-1~4「生活物資等受領簿」参照)

3 生活環境の確保

生活ルールの確立

日常生活への復帰を前提にした就寝、消灯、ゴミ当番、掃除などの生活ルールを確立します。なお、集団で一室を使用することから、特に騒音対策や光害防止を図ります。なお、乳児・幼児の夜泣きについては、空き教室を開放するなど、災害時要援護者に準じた対応も考慮する必要があります。(別添え資料12「避難所生活の心得」参照)

温度管理

収容区画は大規模であり、空調管理が十分に行き届かないことが想定されるから、断熱マットや扇風機の要請等、防寒・避暑対策を早期に実施する必要があります。

プライバシーの確保

あらかじめ更衣場所や授乳場所等に配慮したゾーニングを行うとともに、妊婦、乳児・幼児を持つ避難者世帯に配慮した収容区画割りとする必要があります。

なお、パーティションについては、衆人環視に伴う心理的負担の軽減等を図れる一方、避難者同士のコミュニケーションを阻害したり、孤立化を招く恐れもあることから、コミュニティ単位での区画・班編成が終了した頃を見計らって柔軟に対応する必要があります。物資が梱包されていたダンボールや施設の用具等の活用を図ります。

飼養動物（ペット）対策の実施

飼養場所の整理・統合を図るとともに、飼養者を中心とした自主飼養体制を構築し、管理責任を明確にします。（別添え資料8「避難所ペット台帳」参照）

飼い主に対しては、管理責任者からの貼り紙等により、次の事項を周知します。

- ・ 指定場所での飼養や疾病予防、衛生害虫の発生防止等、適正な飼養管理と危害発生防止
- ・ 動物の身体の保清や汚物等の適正な処理
- ・ 飼い主相互の協力

また、避難者間の不要なトラブルを避けるために、動物を飼養していない避難者に対して、避難所における動物の飼養状況を周知します。

ケージや餌のほか、獣医師の派遣が必要な場合は、災害対策本部を通じて東京都に要請します。

4 衛生環境の確保

避難所の衛生管理

災害対策本部に消毒班の派遣を要請し、トイレやゴミ集積場等の消毒を実施します。

また、避難者自身によりトイレ環境を中心とした防疫体制を構築し、避難所の衛生環境の確保を図ります。

なお、災害対策本部と連携のうえ、公衆浴場情報の提供等を図るとともに、自衛隊による仮設浴場・シャワーの設置を要請します。

5 避難者の健康管理

救護所における医療救護活動

市地域防災計画に基づき設置される救護所において災害時医療救護活動が開始されることから、避難者カードに基づき把握した避難者の医療情報等に応じて避難者への医療救護対応を図ります。

また、各避難所には災害対策本部から保健師を中心とした保健活動班が派遣されることから、住民運営組織の保健衛生部及び要援護者部等と連携のうえ、避難者の健康状態の把握に努めます。特に重度の慢性疾患や感染性の疾病に罹患している患者を早期に把握し、必要に応じて病院への移送及び隔離措置を実施します。

さらに中長期的には、都福祉保健局及び多摩府中保健所等と連携し、各避難所における巡回医療を開始するなど避難者の健康管理を図るとともに、できるだけ早期にメンタルヘルス対策を実施する必要があります。

6 情報提供体制の構築

安否確認体制の構築

外来者受付に当番者をローテーション配置するとともに、安否確認問い合わせに対する対応要領を定めておく必要があります。原則として、外部への安否確認情報の提供はあらかじめ本人から了解をとっておくものとします。

なお、避難者宛の電話は直接取り次がず、折り返しの返信方式で対応します。

また、郵便物や宅配物の受付での取次は行わず、配達員の直接手渡しとします。このことから中長期的な避難所生活においては、地域コミュニティごとの収容区画編成が前提となるものです。

情報提供体制の充実

情報不足の解消

発災直後の避難者は情報が極度に不足する状態におかれます。

このことから、避難者の不安軽減を図るため、出入口などの見やすい場所に情報ホワイトボードを設置するとともに、TV・ラジオ等を活用した避難者への情報提供体制を構築する必要があります。

避難所の生活ルールや平面図・区分図など、必要な情報を掲示板に掲示し、情報の充実に努め、情報不足を解消します。

また、聴覚障害者等に対しては、点字・音声コード、イラスト等を用いたり、漢字にはルビをふるなど、避難者の特性に応じた情報保障体制の確保に配慮する必要があります。

特設公衆電話

避難所における円滑な安否確認体制を構築する観点から、特設公衆電話の事前引き込みについて継続検討する必要があります。また、電話の不足を補う観点から避難者伝言版を設置することも検討します。

なお、中長期対策として、特設公衆電話の目的外使用を避けるため、公衆電話の設置についても検討する必要があります。

相談窓口の設置

災害発生から日が経つにつれ、避難者の状況も次第に落ち着き、今後の生活に関する様々な相談事などが生じてきます。

そのため、避難者の不安、疑問、不満、各種手続き等に相談できる窓口を設置し、困りごと、不安などの軽減に努めるよう体制を整えていきます。

避難者が誰でも気軽に相談できる雰囲気をつくり、避難者の意見を聞いて避難所運営の改善を行うとともに、意見や相談を聞きながら、避難者個々の自立の方法を探り、1日も早い自立につなげていく方向に誘導していきます。

相談窓口の設置に当たっては、男性又は女性特有の相談に対応することにも考慮し、男女両方の相談員を置くようにします。また、相談時のプライバシー確保についても留意します。

7 ボランティアの要請・受入

避難所ボランティア本部の開設

災害対策本部は、社会福祉協議会等と連携のうえ、各避難所内にボランティア本部を設置し、ボランティア活動環境の整備を図ります。

社会福祉協議会等との連携強化

市災害対策本部では、社会福祉協議会と連携し、避難所におけるボランティアニーズを把握したうえで、府中市災害ボランティアセンターを通じて、ボランティアが担当する業務の選定と適正な配置調整を実施し、ボランティアの効果的な活用を図ります。

なお、ボランティアの受入れにあたっては、自主性・主体性を尊重し、出来る限りボランティア自身による活動体制を確保するとともに、行政の役割はボランティアの活動環境の確保に重点をおくものとします。

(別添え資料7「ボランティア受付表」参照)

ボランティアの種別に応じた対応

一般ボランティア

管理責任者は、避難所におけるボランティアのニーズを把握し、市災害ボランティアセンターにボランティアを要請するとともに、派遣されたボランティアを受入れます。

福祉関連ボランティア

管理責任者は、災害対策本部を通じて、都災害対策本部「避難所対策部」に福祉関連ボランティアの派遣を要請します。

福祉関連のボランティアが活動を開始する際には、要請時に依頼した業務内容を明確に伝え、混乱が生じることのないよう努めます。

語学ボランティア

被災外国人の支援を図るため、市災害ボランティアセンターを通じて、都地域防災計画に基づき設置される「外国人災害情報センター」に東京都防災（語学）ボランティアの派遣を要請します。

また、東京外国語大学との連携も今後検討していきます。

8 炊出しの開始

炊出しの開始

食糧物資部を中心に、炊出し要員を確保するとともに、ローテーション体制を構築します。さらに、炊出し資器材を準備のうえ、災害対策本部と連携し、燃料を確保する必要があります。また、避難者の状況によっては、自衛隊の受入れ体制の構築等、中長期の支援体制を確保する必要があります。

なお、炊出しは、支援物資の有効活用や避難者に日常生活に近い食事を提供することにより、避難者のメンタルヘルスケア効果があるとされており、食事をとることに伴うコミュニケーション促進の観点からも実施が推奨されるものです。

9 避難所の統廃合

避難所開設期間の延長要否

避難者の状況等を踏まえたうえで、災害救助法に基づく7日間の避難所開設期間の延長について、災害対策本部の指示を仰ぐ必要があります。

避難所の縮小・統合

避難者の日常生活への復帰及び学校教育の早期再開等の観点から、災害対策本部及び教育委員会等との調整の下、避難所規模の縮小や近隣避難所との統廃合を行う必要があります。

なお、避難者の退所に伴う空きスペースは、残存避難者で共有するのではなく、避難区画の減少として扱い、避難所規模の段階的縮小を図ります。

避難者状況の把握推進

一定期間が経過したにも関わらず退所できない避難者は、様々な問題を抱えている可能性が高いことから、生活再建に向けた相談体制を強化する必要があります。

避難者の自立を阻害している障害を発見し、除去できるよう避難者の生活再建や各種相談に関する窓口を避難所内に設置するとともに、各種関係機関の紹介もあわせて行います。

第 部 卷末資料

別表 1 モデル校（地域）における検討委員名簿

1 府中市立第三中学校における検討委員

役職等	備考(は女性含)
府中市立第三中学校校長	
府中市立第三中学校副校長	
府中市立第三中学校生活指導主幹	
本町 2・3 丁目自治会長及び自治会員	
本町 4 丁目自治会長及び自治会員	
本町 4 丁目親和自治会長及び自治会員	
ライオズ マンション府中かえで通り自治会長及び自治会員	
府中市環境安全部防災課危機対策係長	
府中市災害対策本部初動班	

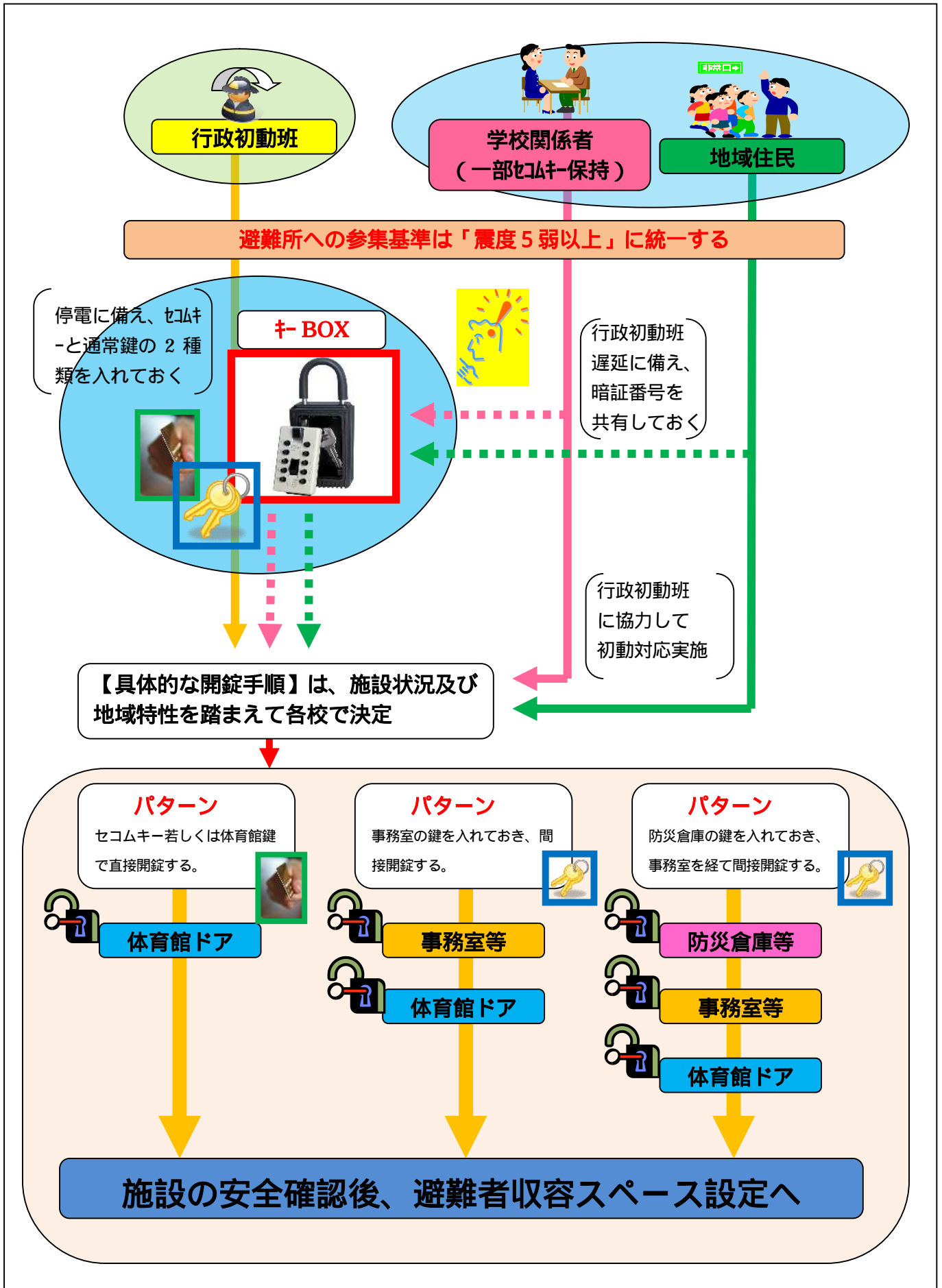
2 八中学区学校地域防災会議における検討委員

役職等	備考(は女性)
東大地震研究所広報アウトリーチ室 大木助教	アドバイザー
府中市環境安全部防災課 危機対策係長	
府中消防署分梅出張所長	アドバイザー
NEC 府中事業場事業支援部マネージャー	
住吉文化センター所長	
住吉文化センター圏域コミュニティ協議会長	
四谷文化センター所長	
四谷文化センター圏域コミュニティ協議会長	
府中市消防団第十五分団長	アドバイザー
府中市消防団第十六分団長	アドバイザー
青少対第八地区委員長	
府中市立府中第八中学校 P T A 会長	
都立府中西高等学校校長	
府中市立住吉小学校校長	
府中市立住吉小学校 P T A 会長	
府中市立日新小学校校長	
府中市立日新小学校 P T A 会長	
府中市立四谷小学校校長	
府中市立四谷小学校 P T A 会長	
府中市立府中第八中学校校長	
府中市立府中第八中学校副校長	
八中学区学校地域防災協力者	

別表2 モデル校（地域）における検討会議の開催経過等

モデル校 (地域)	府中第三中学校	八中学区学校地域防災会議	
		府中第八中学校	住吉小学校 四谷小学校 日新小学校
構成 メンバー	学校、自治会を中心とした地域住民（初動班含む）。	八中学区内の小中学校、青少対、都立高校、防災関係機関、事業所、文化センター、コミュニティ協議会及び各校PTA等で構成する広域連合体（八中学区学校地域防災会議）他にアドバイザーとして東大地震研究所大木助教、府中消防署分梅出張所長及び府中市消防団第15分団長及び第16分団長	
		南町小学校については、モデル校形式による検討ではなく、地域的な防災行動力を向上させる訓練の中で、避難所の管理運営に関わる検討を進めていく形式で協力していただきました。	
検討 経過	第1回/H23.11.11(初動3hまで) 第2回/H23.12.12(初動8hまで) 第3回/H23.1.17(ゾーニング) 第4回/H24.2.24(初動24hまで) 第5回/H24.3.9(施設確認訓練実施) 第6回/H24.3.27(総括・提言まとめ)	第1回/H23.12.15(防災講話・設立式) 第2回/H24.1.28(初動3~8hまで) 第3回/H24.2.25(初動8~24hまで) 第4回/H24.3.17(総括・提言まとめ)	

休日夜間の発災に備えた避難所の開錠フロー



別表 4

避難所開設初動用品一覧(例)

区分	品名	数量	
キーボックス	防災備蓄倉庫の鍵	1本	
	屋上プールの鍵	1本	
	救護所(保健室)の鍵	1本	
開錠場所付近のコンテナボックス内	誘導用品	ライト(初動班用)	4台
		ライト(誘導時の安全確保用)	2台
		安全ベスト	4枚
		腕章	8枚
		ヘルメット	4個
		軍手	12双
		トラメガ(拡声器)	4台
	安全チェック	メジャー	1個
		クラックスケール	1個
		下げ振り	1個
		双眼鏡	1台
		立入規制テープ	2本
		トランシーバー	4台
	帳票等	避難所管理運営マニュアル	4部
		初動班マニュアル	4部
		学校危機管理マニュアル	4部
		各種帳票	4部
		避難所利用の手引き(A4版)	300部
	その他	文房具等	適数
		色別リボン(災害時要援護者用)	5色×20枚 赤・青・黄・緑・白
		掲示用品(防災伝言シート)	1ロール
		防水シート	2枚
		携帯電話充電機能付きラジオ	1台
		ガムテープ	5巻
		予備電池	適数

避難所の安全確認フロー

	確認要領備考
	<p>初動グッズBOXの中から、<u>懐中電灯</u>及び<u>安全確認セット</u>(安全確認チェックリスト、筆記用具、メジャー、クラックスケール、下げ振り、立入規制テープ等)を準備すること。</p> <p>なお、確認時は努めて<u>ヘルメット</u>、<u>軍手を着用</u>すること。また、可能であればラジオ、携帯電話等を携行し、<u>緊急地震速報などの受信態勢をとる</u>こと。</p>
	<p>安全確認は<u>二人一組</u>で行い、可能なら、避難者の中から<u>建築知識を持つ者を募る</u>。</p>
	<p>周囲の火災危険を確認後、一般避難者の収容部分(<u>体育室</u>)を最優先に<u>安全確認を行う</u>こと。ガラス破損や落下物の<u>危険がある場所等</u>には<u>立入禁止表示を行う</u>こと。</p>
	<p>確認手順は、収容施設の<u>外周部を一巡し</u>、次に<u>内部を確認</u>すること。特に大空間屋根を支える<u>柱との接合部分については</u>、<u>双眼鏡等を活用し</u>、<u>クラックの有無を確認</u>することさらに、可能であれば並行して通信連絡手段の確保状況を確認すること。</p>
	<p>各項目を確認後、「安全確認チェックリスト」に基づき、<u>避難所としての使用可否を判断</u>すること。なお、開錠担当協力員等、避難者自身によりチェックを行った場合には、できるだけ早期に災害対策本部と連絡をとり、市職員による再確認を行う。</p>
	<p>安全確認後、<u>避難者の協力を得て収容区画の危険物を除去</u>後、誘導を開始すること。</p>
	<p>災害対策本部に要請のうえ、<u>できるだけ早期に応急危険度判定を実施する</u>こと。</p>



安全確認セットを取り出し、ヘルメット・軍手を着用

二人一組でペアを組む
(有識者を募る)

体育館の周囲を一巡後に内部を確認する

特に屋根を支える柱との接合部のクラックを確認する
双眼鏡を活用

「チェックリスト」に基づき、評価する

ゾーニングに従い、開放区域及び立入禁止区域、危険箇所を明示する

避難者の協力を得て、清掃を実施後、誘導を開始する

別表 6

ゾーニング項目例（避難所施設マップ）

区分	項目（名称）	ゾーニング時の留意事項
校庭	常時開放門	避難者数把握や混乱防止の観点から、出入りを1か所に絞り、地域に周知する
	避難者受付	避難者数把握や混乱防止の観点から、体育館等への誘導導線上に設定する
	多目的貯水槽	設置校は生活水の搬送ルート(方法)及びトイレの設置要領を定める
	素掘りトイレ	施設トイレの使用不能等に備え、素掘りトイレの設置位置を定める
	車両避難者用駐車位置	例外措置として車両避難を認める場合の駐車位置を定めておく
	児童・生徒の引き取り対応門	円滑な引き渡し及び混乱防止の観点から、避難者の出入り門と分けて定める
	災害用受水槽	断水時に飲料水として使用する
	ゴミの臨時集積場	避難所生活で出るゴミの臨時集積場の設置位置を定める
	ペットの飼養場所	避難者が連れてきたペットの飼養位置を定める
立入禁止区域	児童生徒の待機場所	児童生徒の安全確保及び混乱防止の観点から、避難者と区分して収容する
	学校機能確保に必要な場所	校長室、職員室及び教室等は学校機能確保の必要から原則として立入禁止とする
管理運営区域	防災備蓄倉庫	物資の仕分け及び配付場所までの搬送ルート・手段を考慮し定める。
	学校災害対策本部室	児童生徒の保護・引取対応及び行政との調整拠点とし、原則は職員室とする
	初動班本部及び汎用会議室等	仮眠も含めた初動班の活動拠点とし、体育館の直近が望ましい
	通信連絡室	各無線設備及び災害時優先電話が使用可能な場所とし、原則は事務室とする
	支援物資保管場所	搬入路を含め、避難者導線と分離のうえ、仕分けや分配が容易な場所とする
校内	救護所	傷病者を保護し、かつ病院搬送に便利な場所とし、原則は保健室とする
	災害時要援護者待機場所	他避難者と区分する必要がある要援護者を収容し、トイレとの距離等も考慮する
	2次開放区域	収容人員超過や施設被害に伴う収容不能時の緊急対応として開放する教室等
体育館 (1次開放区域)	開錠場所	休日夜間の開錠場所のほか、破壊による開錠位置も定める
	初動グッズの保管場所	避難者の統制及び誘導に必要な資器材の保管場所で、開錠場所直近が望ましい
	一般避難者の収容場所	原則は体育館とするが、配慮を必要とする一般避難者の存在を考慮する
	帰宅困難者の収容場所	一般避難者との区分収容を原則とするが、要援護者への配慮を優先して定める
	開放トイレ	断水を問わず、避難者に開放するトイレを指定し、明示しておく
	更衣室及び授乳場所等	女性の更衣場所や授乳スペース等、プライバシーを確保できる場所を指定する
	生活水の搬送ルート	断水時のトイレ洗浄水等の搬送ルート・方法を具体的に定めておく
	避難所管理運営本部	住民運営組織の活動拠点とするほか、各種相談窓口として体育館内に定める
	Wi-Fiルータ・テレビアンテナ端子	停電時は電源確保が必要

避難所の防火安全対策

避難所管理責任者は、避難所の火災の発生を未然に防止するとともに、万が一火災が発生した場合には、その被害を最小限に止めるため、次に掲げる防火安全対策を図ること。

1 防火担当責任者の指定

避難所における防火管理上必要な業務を行う「防火担当責任者」を定めること。

2 火気管理の徹底

- (1) 喫煙する場所を指定し、喫煙場所には、水が入ったバケツ等に吸い殻を入れる等、消火を適切に実施すること。
- (2) 避難スペース内では、コンロ等の調理器具の使用は抑制し、石油ストーブ等の暖房器具を使用する場合は、転倒防止措置を図るとともに、衣類、寝具等の可燃物から安全な距離を保つこと。

3 消防用設備等の確認

消火器、避難器具等の設置位置、操作要領等を把握するとともに、地震等により消防用設備等が使用できない状態となっていないかを確認し、破損等している消防用設備等は「使用不能」の表示を行うこと。

4 避難施設等の管理

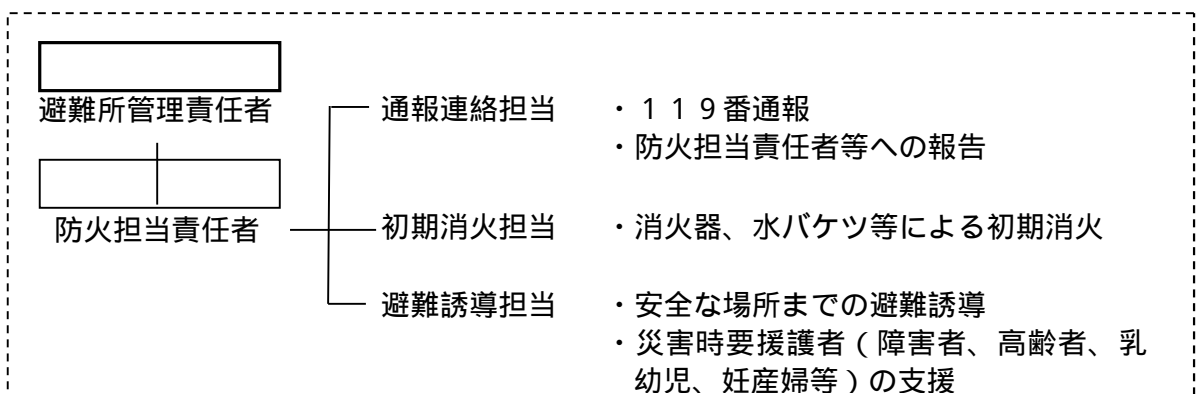
- (1) 階段、通路等の避難施設は、火災の予防又は避難に支障となる物件等を置かないように管理すること。
- (2) 避難口又は地上に通ずる主たる通路に設ける戸は、鍵等を用いず容易に開放できるように管理すること。

5 放火防止対策

避難所の屋内及び屋外、喫煙場所、ごみ集積所等は、整理整頓に努めるとともに、定期的に巡回し警戒に当たること。

6 自衛消防の組織の編成等

火災等が発生した場合の被害軽減を図るため、区市町村職員や避難所の自治組織等による自衛消防の組織を編成するとともに、定期的に訓練を実施すること（下図参照）。



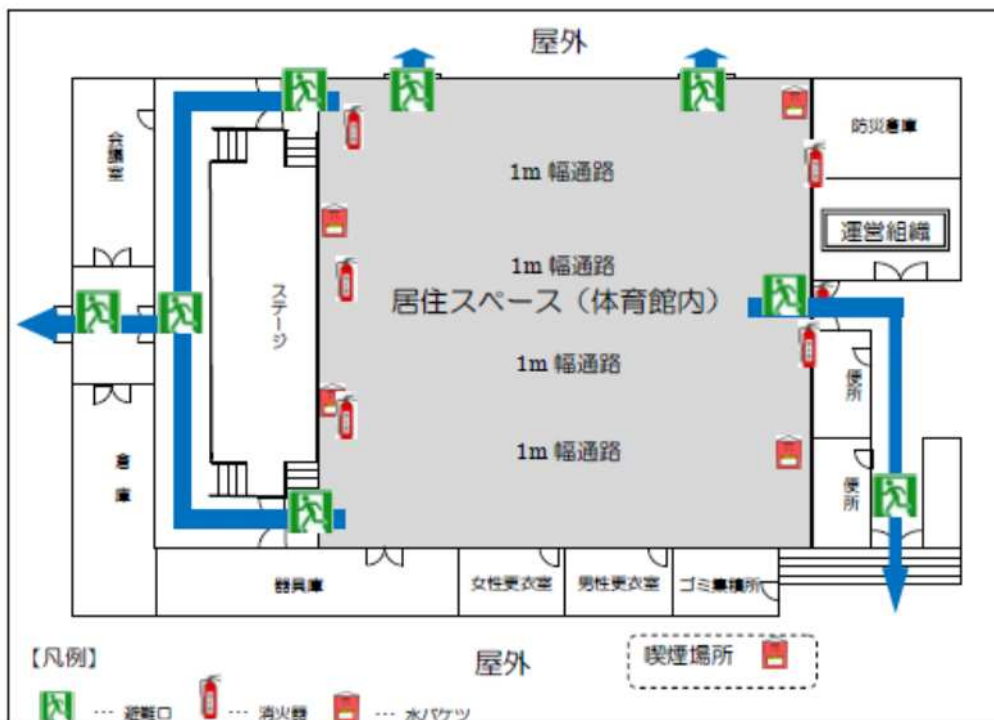
7 在館者への順守事項の周知徹底

別紙「避難所の防火安全に係る順守事項」を避難所の見やすい場所に掲示し、在館者に周知徹底を図ること。

避難所の防火安全に係る順守事項

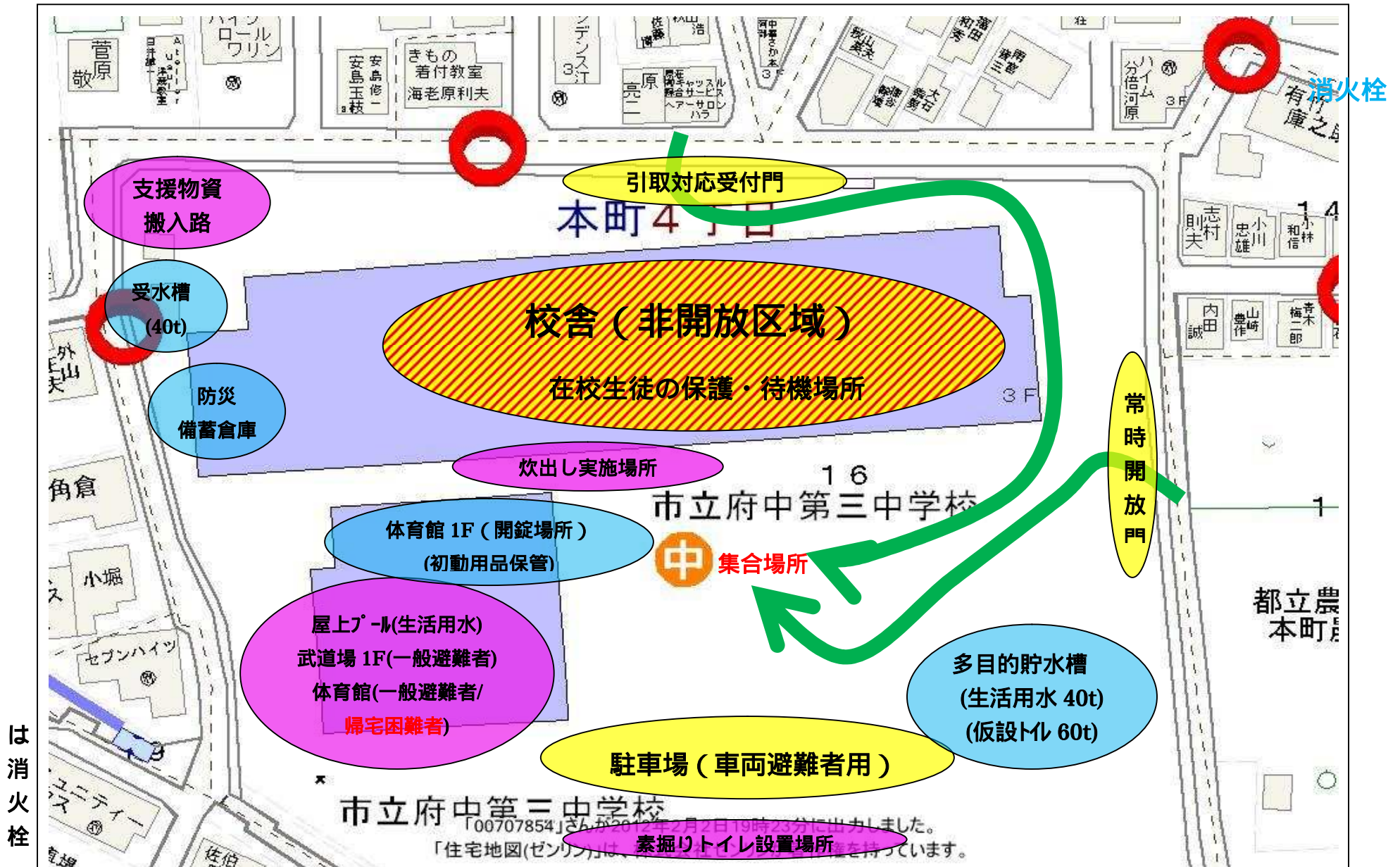
- (1) 火災を発見したら周囲に大声で知らせる。
火災を発見した場合は、周囲に大声で火災の発生を知らせ、周りの人と協力して避難所運営組織への連絡、消火器等を活用した初期消火を行うこと。
- (2) 暖房器具を使用する場合は、周囲の安全に注意する。
居住スペース内で、石油ストーブ等の暖房器具を使用する場合は、転倒しないよう安定した場所とし、換気に注意し、衣類、寝具等の可燃物から安全な距離を保つこと。
- (3) 調理器具は確認を受けてから使用する。
居住スペース内で、ガスコンロ等の調理器具を使用する場合は、防火担当責任者の確認を受け、周囲に可燃物のない安全な場所で行うこと。
- (4) 喫煙は指定した場所で行う。
喫煙は指定した場所で行い、吸い殻は水バケツ等で確実に消火すること。
- (5) 周囲の整理整頓を行う。
避難所の屋内及び屋外、喫煙場所、ゴミ集積所等は、整理整頓に努め、避難所の周囲等に可燃物を放置しないこと。
- (6) 避難経路に障害となる物品を置かない。
居住スペース内の通路、避難口等に避難の障害となる物品を置かないこと。
- (7) 避難経路及び消防用設備等の確認をする。
避難経路図により居住スペースからの避難経路、消火器等の場所を確認しておくこと。

(例)



別図 1

避難所施設マップ（全体）



は消火栓

別紙 1

府中第三中学校における避難所施設確認訓練の実施結果について

1 実施概要について

(1) 実施校	府中第三中学校
(2) 実施日時	平成 24 年 3 月 9 日 (金) 14:15 ~ 14:45 事前説明 14:45 ~ 15:45 施設確認 15:45 ~ 17:00 ゾーニング及び意見交換等
(3) 実施場所	同校会議室及び各避難所施設
(4) 参加人員	ア、マニュアル策定検討会参加自治会 (4 自治会/9 名) (ア) 本町 2・3 丁目自治会 (イ) 本町 4 丁目自治会 (ウ) 本町 4 丁目親和自治会 (エ) ライオンズマンションかえで通り自治会 イ、府中市防災課 2 名 (加藤危機対策係長、山田作業員) ウ、初動班 2 名 (障害者福祉/大内事務職員、健康推進/高橋事務職員) エ、第三中学校谷合校長及び岩崎副校長
(5) 実施概要	初動班及び開錠を担当する地域住民 (直近の自治会) による一次避難所の施設確認訓練 (初動班による防災行政無線移動系無線機の通信訓練含む) を実施した。また、施設確認実施後は避難所施設のゾーニング検討及び意見交換を実施した。 なお、全校生徒による避難訓練は雨天のため中止とした。
(6) ゾーニング検討及び意見交換の内容要旨	【各種誘導表示について】 3 月 11 日に帰宅困難者を受け入れた際は、教職員が各種張り紙を作成し、目立つ部分に掲示したが、本番ではその時間はない。事前に張り紙等を作成しておき、初動用品セットの中に入れておく必要がある。また、開放・非開放区域の明示について、板橋区は開放区分ごとにドア枠等を色で塗り分ける方式をとっており、参考となる。 【避難所 (学校) への出入り口】 避難者の出入りを常時開放門だけに限定するのは現実的でない。迂回させることによる高齢者等の負担も考慮するべきである。また、他の門から入ってきた場合に一時集合場所である校庭に誘導できるような表示を考えておくべきである。 なお、収容区画への誘導や備蓄物資の配付基準となる避難者数 (概算) をどのように把握するかについて検討する必要がある。 【初動班と避難者の連携】 初動班は最大でも 4 名程度であることから、初動班が自分が動くのではなく、優先順位・活動の方針を決め、号令をかけることが仕事である。平素から住民に協力を要請し、指示を出せるよう訓練しておいて欲しい。

【避難所への誘導について】

初動班のみでの誘導等は困難である。住民に協力要請し、早期に地域のリーダーを集め、住民に協力要請のうえ、人員確認や体育館への誘導を支援してもらったほうが良い。初動班自体はなるべく動かないほうが良い。

また、混乱した状況で事態を落ち着かせるには、だれがその場を指揮するかの宣言が必要。現状では誰が初動班かもわからない。トラメガや係員の腕章、ランドマークとなるのぼり旗等の初動用品を誰もがすぐ取り出せるよう準備しておくべき。

また、避難者の靴をどうするのか考えておいた方が良い(ビニール袋に入れる等)。

【避難所の区画割り】

コミュニティ毎の誘導が望ましいが、避難行動の開始時期が異なるため、開設直後は到着順の誘導が現実的である。なお、強い者が良い場所を占有するような事態は避けるため、事前に弱者優先に区画分けしたうえで地域住民と意識を共有しておく必要がある。3月11日も武道場では温かい豊部分へ腰を落ち着ける者が多かった。

なお、コミュニティ毎の収容区画編成は、住民運営組織の立ち上げ後(概ね24時間以降)に住民主体で実施することが望ましい。

【避難者の収容場所について】

高齢者等が体育館の階段を上り下りし、地上若しくは屋外のトイレに行くことは困難である。武道場は一番弱い者を対象に開放し、体育館は帰宅困難者収容部分を事前に区画した上で一般避難者と共用する必要がある。

【トイレについて】

体育館のトイレは、断水時はM2階以上の使用規制をかけないと溢れてしまう可能性がある。しかし、張り紙ぐらいでは規制力が弱いため、鍵をかけられないか。

また、体育館に3,000名以上が入ることを考えると、現在のトイレ設備だけでは対応できないのではないかと。できるだけ早期にマホルトを設置する必要がある。

【災害時要援護者】

収容場所の設定だけでなく、事前に一定量の毛布やベッドを用意しておくなど、災害時要援護者に配慮した環境にする必要がある。また、災害時要援護者には介添え者等が付き添うことが想定されるため、避難者数の算定と収容区画が十分であるか検討する必要がある。なお、災害時要援護者の選別基準を事前に定めておく必要がある(後期高齢者のみの世帯)。また、色別のスカーフを用意するなど、要援護者を容易に識別できるような仕組みを構築する必要がある。

【救護所】

病院への搬送など外部からのアクセスとプライバシー配慮に配慮する必要がある。

医療資器材の備蓄、使用、補給についても検討する必要がある。

【物資の配付】

気象環境や避難者数(層)などの要素で、配布物資の種類や順序が異なってくる。初期の段階で配布する物資を決めておき、状況に応じて柔軟に対応する必要がある。

なお、備蓄倉庫が2階であることから、早期に住民の協力を仰ぐ必要がある。

2 その他

実施の様子は別添えのとおり

市立第三中学校における避難所施設確認訓練風景（H24.3.9）

ゾーニング検討及び意見交換会の様子



防災備蓄倉庫の確認（2F）



開錠場所の確認（体育館附室）



収容区画の確認（B1F 体育館）



救護所の確認（1F 保健室）



物資搬入経路の確認（1F 配膳室）



別紙 2

南町小学校における避難所開設訓練等の実施結果について

1 実施概要について

(1) 実施趣旨	休日・夜間における大震災の発生を想定し、震災時における一時集合場所への地域住民の集合要領及び一次避難所の開設に伴う人員確認要領について、実証実験方式で訓練を行う。
(2) 実施校	南町小学校
(3) 実施日時	平成24年2月18日（土）14:00～16:00
(4) 実施場所	同校校庭及び体育館
(5) 参加人員	・南町西部及び分梅町南部自治会 ・放課後子ども教室（けやきキッズ） ・同校児童及び保護者 計約310名（うち児童56名）
(6) 参加機関 （主催側）	府中消防署（分梅出張所長他4名）/ 消防団13及び15分団（10名） 防災課（3名） 同校教職員(23名)、自治会役員及びPTA関係者等 計約40名
(7) 実施概要	自治会役員及びPTA関係者等が中心となり、地域住民等（同校児童及び保護者含む）が参加した避難所開設訓練及び地域防災スクールを行った。 ①避難所における集合・人員確認訓練（確認時251名参加） ②防災体験訓練及び地域防災スクール（消火器、避難所体験、起震車） ③防災講話及び質疑応答（30分） ④炊出し訓練
(8) 反省等	・避難者の集合については、訓練進行の関係上、14時までに校庭に集合し、人数確認を行う形式で実施した。 ・人数確認形式は、自治会ごとにのぼり旗を掲げ、初動班の拡声器及び自治会長等の呼び掛けにより実施した。人数確認の所要時間は、自治会未加入者等を含めて、概ね20分程度を要した。 ・参加者は予定の200名を大幅に超え、地域自治会と学校側の連携も良く、地域での防災訓練としては理想的な実施内容とすることができた。避難者の人員確認方法についても、集合目標（のぼり旗）や拡声器による誘導、自治会未加入者への配慮が必要なことなどがわかった。 ・周辺の社会福祉施設から車いすでの参加者（介助つき）が多数あり、災害時要援護者への対応要領についても確認できる貴重な機会となった。 ・炊出用品としてエネポ(ガットガス式発電機)が配置されているが、非常に簡便で使い勝手がよく、炊出しもスムーズにできており、好評であった。 ・二、三十代の若い世代が家族で参加している姿が見られた。 ・南町小学校の児童及び保護者の参加は少ないようであった。 ・参加者が300名を超え、訓練を体験できない参加者も出てしまった。次回以降は訓練規模に応じた計画検討が必要である。 ・避難所に来られない在宅医療依存者等への支援について質問があった。

2 その他

実施の様子は別紙のとおり

別紙（訓練の様態）



初動班(仮想)による呼掛け



避難所体験の様態 1



住民の集合同の様態



避難所体験の様態 2



校庭での誘導及び人員確認の様態



炊出し訓練の様態



自治会長による呼掛け



自治会ののぼり旗(分梅町南部自治会)

別添え

資料（帳票等）

避難所安全チェックリスト

評価建物（ 体育館、 武道場、 その他）

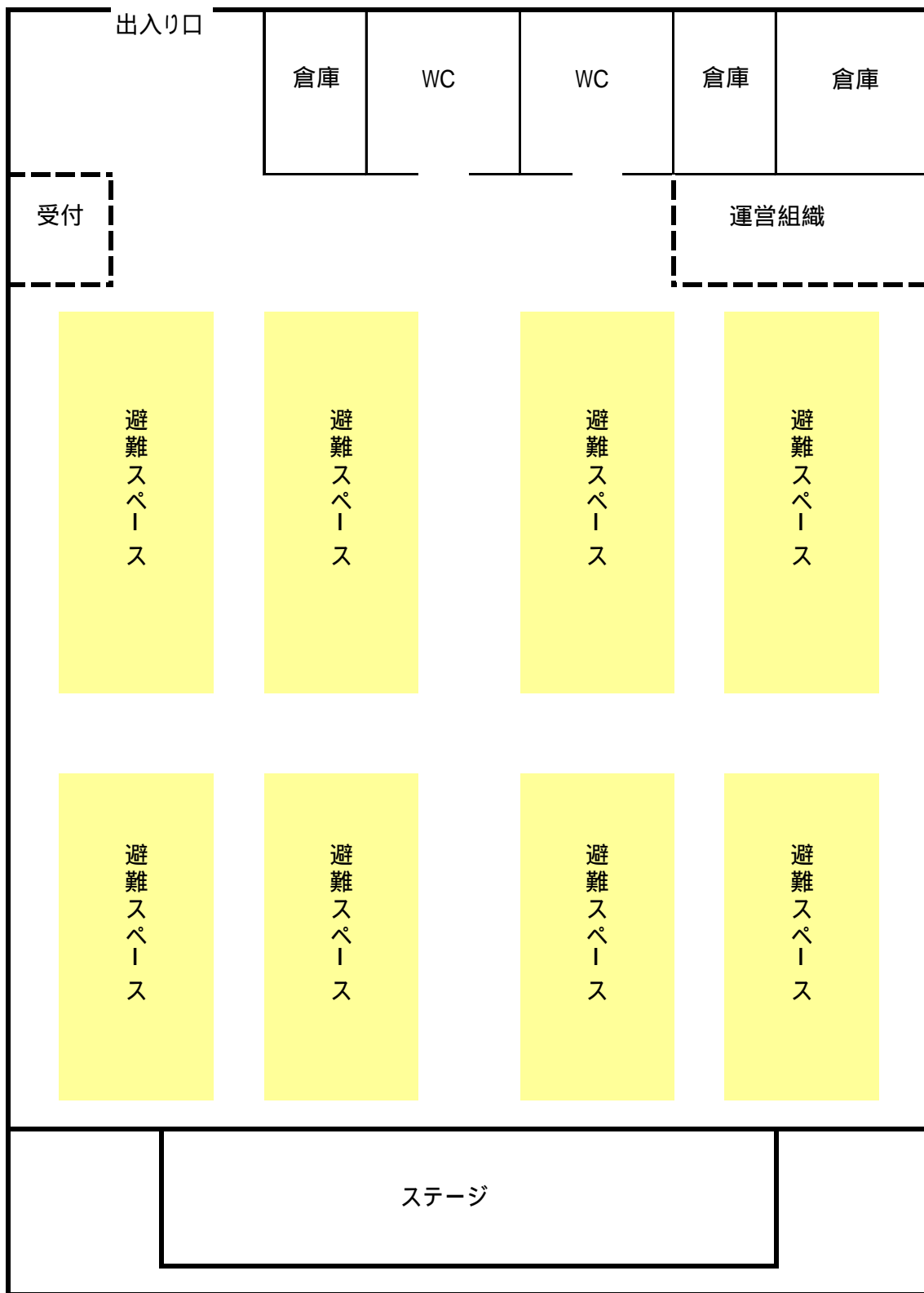
チェック基準

A...安全性は特に問題なし B...被害はあるが、構造には問題なし C...被害甚大につき使用不能

該当施設	区分	チェック	確認事項
施 全 設 体	外観	A . B . C	傾斜、ゆがみ
	柱	A . B . C	亀裂、破断、傾斜
	壁	A . B . C	亀裂、ズレ（移動）、変形、剥落
	屋根	A . B . C	落下、破損、ズレ（柱との接合部）
施 外 設 周	地盤	A . B . C	亀裂・段差、液状化（埋設物露出）
	周囲の塀	A . B . C	倒壊、変形、ズレ
施 設 内	天井	A . B . C	亀裂、ズレ（移動）、変形、剥落、破損
	床	A . B . C	
	壁	A . B . C	
	出入口ドア	A . B . C	
	窓枠	A . B . C	
	窓ガラス	A . B . C	
	照明	A . B . C	
廊 下	天井	A . B . C	亀裂、ズレ（移動）、変形、剥落、破損
	床	A . B . C	
	壁	A . B . C	
	窓ガラス	A . B . C	
	照明	A . B . C	
階 段	防火シャッター	A . B . C	通行の可否、閉鎖していないか
	非常階段	A . B . C	
給 湯 ・ 調 理 室	水道	A . B . C	破損、漏れの有無
	ガス	A . B . C	
	電気器具	A . B . C	破損、電線の切断
	冷蔵庫等	A . B . C	転倒、落下、破損等
	食器類	A . B . C	
手 洗 場 ・ ト イ レ	水道	A . B . C	破損、漏れの有無
	排水等	A . B . C	排水状況
総合評価			全部可・一部不能・全部不能

赤・黄区分は、「C」判定が一つでもあった場合、施設(棟)全体が使用不能

避難所（体育館）区域割り（例）



避難所開設報告書

施設名	
住所	
開設日時	月 日 時 分
避難者概数	世帯 人(月 日 時現在)
参集職員名	
報告者	
被害状況 建物	
ライフライン	<p> 応急危険度判定員の派遣 必要 不要 水道・・・ 出る 出ない(断水) 電気・・・ 点く 点かない(停電) 電話・・・ かかる かからない(断線) </p>
避難状況その他	

避難所 日誌

記入者 _____ 所属 _____

毎日午前 10 時現在の状況を記入		避難所		
年月日	年 月 日 () 曜日	天気	気温	避難者数
避難所の運営状況				
傷病者の状況	(傷病者の状況)		(対応)	
広報された情報	(放送等による伝達)		(掲示物による伝達)	
食料等の状況	(備蓄残数)	(調達数)	(配給数)	
避難者からの要望等	(要望)		(対応)	
施設内設備の状況	(不備等)		(対応)	
その他特記事項				
避難所職員	責任者			

避難者カード

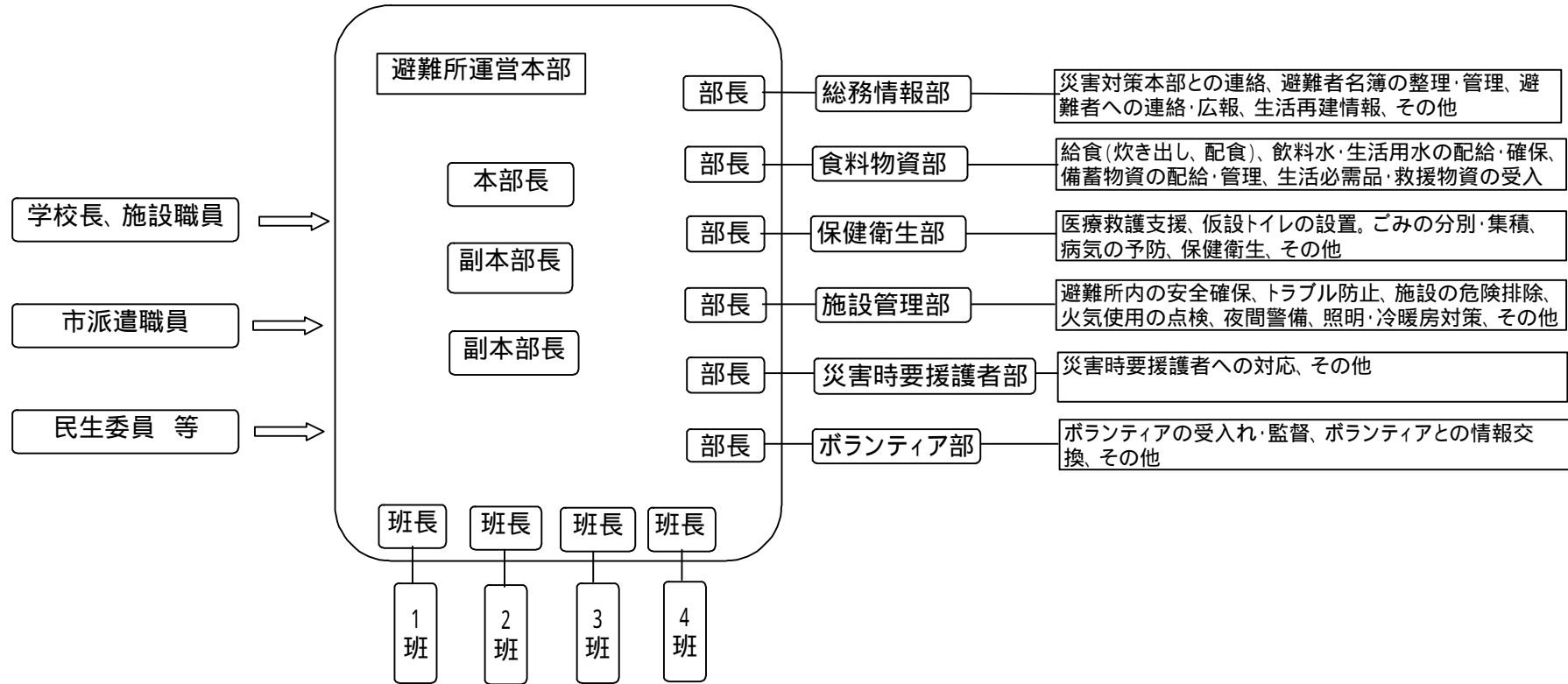
住所					
連絡先	電話番号・携帯電話番号等				
氏名	続柄	性別	年齢	介護	特記事項
問い合わせに対する氏名及び住所の公表の可否				可 ・ 否	
<p>(備考)</p> <p>援助の必要(手話通訳・要約筆記者・補装具・アレルギー食・医療等)や、注意してほしい点などがあつたら記入してください。</p>					

ボランティア受付表

	氏名 住所 電話	性別	活動内容	備考 (特技等)	参加日				
					月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
	氏名								
	住所								
	電話								
	氏名								
	住所								
	電話								
	氏名								
	住所								
	電話								
	氏名								
	住所								
	電話								
	氏名								
	住所								
	電話								
	氏名								
	住所								
	電話								
	氏名								
	住所								
	電話								
	合(小)計								

資料 1 1

避難所運営組織（例）



避難所生活の心得(1)

避難所生活の心得（抜粋） ～ 快適な避難所生活を営むために～

快適な避難所生活を送るために以下のような点に注意します。

大量の人員を要する作業へは、できる限り協力します。

人員を必要とする作業には以下のようなものがあります。

食料・物資の受入れ 炊き出し 生活用水の確保

このほかの作業へもできる限り協力し、一部の人へ負担が集中することを避けましょう。

定められた時間は厳守します。

避難所内で定められた時間には、以下のようなものがあります。

起床時間	時	分
消灯時間	時	分
食事時間	時	分
風呂の時間	時	分

個人のことは個人の責任で行います。

個人のスペースは、個人の責任において管理します。こまめに清掃を行うなどし、周囲の人へ不快感を与えないようにします。

また、個人所有の持ち物についても、個人の責任において管理します。貴重品は常に携帯しましょう。

ペットの飼育者は他の避難者の迷惑にならないように、自分のペットの管理を行います。

ペットの管理について

ペットは、指定された場所ですなぐかケージなどで飼いましょう。
飼育場所・施設は、清潔にし、必要に応じて消毒をしましょう。
ペットによる苦情・危害防止に努めましょう。
屋外の指定された場所で排泄させ、後始末をしましょう。
給餌は時間を決めて、その都度片付けましょう。
ノミの駆除に努めましょう。
運動やブラッシングは、屋外で行いましょう。

避難所生活の心得(2)

以下のような場合には、避難所の生活ルールに従って、次のようなことを考えながら行動します。

外泊する際には・・・

外泊することを避難所在住の知人へ連絡し、誰かが把握するようにしましょう。

退所する際には・・・

退所のための手続きをとり、退所後の連絡先などを申請します。

また、その他の場合でも、避難者カードの記載事項に変更があった時には速やかに運営本部へ連絡します。

退所する際には、個人で使用していた居住空間は責任をもって、後片付けを行います。

外部から電話をもらいたい場合、郵便物を送ってもらいたい場合には・・・

避難所の住所及び電話番号を正しく自分の知人に知らせてください。具体的には以下のように知らせるとよいでしょう。

住 所：「府中市 町 - 小学校避難所内 第 班
(氏名)あて」というように、宛名に記入するようお願いしてください。

電話番号：避難所となっている施設(例：小学校)の代表番号ではなく、避難所運営組織専用の電話がある場合には、その番号を連絡します。

また、郵便や宅配便はトラブルを避けるために、原則として本人以外の受取はしないようにします。

不審な人物を見かけたら・・・

不審な人物を見かけたら、速やかに避難所運営組織へ連絡します。

また、取材者を避難所内で見かけたら、避難所運営組織(受付)で正式な手続きを受けたかどうか尋ねます。

避難所生活の心得(3)

食料や物資に関する要望など行政へ要請したいことがある場合には・・・

各個人が直接、行政（市災害対策本部）へ要請するのではなく、避難所運営組織で検討し、避難所内の情報担当者（もしくは会長）を通じて、避難所の要望として要請するようにします。

個人で要望がある場合には、班長を通じて避難所運営組織へ意見を出してもらいましょう。

掲示板へ情報を掲示したり、他の避難者へ伝言を残したい場合には・・・

掲示板へは避難者個人が勝手に掲示を行ってはなりません。総務情報部に情報の掲示をお願いします。

掲示板の管理は総務情報部に一任します。みだりに掲示物に記入したり、掲示物をはがしたりすることのないようにします。

他の避難者へ伝言を残したい場合には、連絡用の伝言BOXへ伝言を残します。

伝言BOXは、班別に管理されているので、班長以外の方が中の伝言を持ち出すことは避けましょう。

避難所生活の心得(4)

食料・物資を配給する際には・・・

食料・物資の配給は原則として平等です。ただし、緊急の場合には高齢者や子どもなどを優先して配給します。

食料・物資ともに、居住班単位で配給を行います。その際には班長がまとめて班員の分を取りに行きます。

食料の消費期限や賞味期限は厳守し、食料を個人でためこまないようにします。

食料・物資の利用はその給食給水部の指示に従い、避難者が勝手に持ち出すことがないようにします。

配給された食品を食べる際には・・・

できるだけ、早く食べるようにしましょう。

食べる前には、できるだけ手を洗いましょう。

すぐに、食べられない場合は、涼しいところに保管するよう心掛けてください。

発災直後、食料や物資が足りない場合には・・・

避難所から市災害対策本部へ人数分の食料・物資を要請します。足りない場合には、各避難者同士で食料を分け合って、できる限り全員に行き届くように心掛けます。

また、自宅への立入りが可能な場合には、いったん自宅へ戻って、備蓄食料や毛布などを避難所へ持ち寄りましょう。

ごみを捨てるには・・・

ごみは必ず分別し、避難所内で定められたごみ集積場へ捨てます。

個人のごみは個人で、また、各共同作業(例：炊き出しなど)で出るごみは、作業の担当者に確認して捨てます。

トイレの使用ルールについて

1 使用可否の確認

既設トイレについて、実際に水を流してみ、排水管の損傷の有無などを確認し、使用可否を判断します。

既設トイレが使用できない場合や避難者に対する既設トイレの不足時は、仮設トイレの設置を行いません。

2 水道水の使用は原則禁止

上水道の使用可否が確認できるまで、受水槽の水は飲料水としますので、トイレを流す際に水道は使用せず、プールや多目的貯水槽の水を使用してください。

トイレのそばに大型のポリバケツ等を用意し、バケツリレー等で貯めてください。

3 清掃

トイレは、一度汚れ始めると、すぐに使用できないほど汚れてしまいます。汚れを見つけた際にはすぐに清掃し、清潔に利用するよう徹底してください。

また、仮設トイレでは汚物に生活用水をかけ、長くトイレが使用できるようにします。

4 当番

一人ひとりの心がけで、きれいなトイレを使用することができます。

このことから、当番を決めて清掃を行うこととします。

清掃当番は、別にお知らせします。

指定避難場所一覽表

施設名	所在地	校庭面積 (m ²)
第一小学校	寿町 2 - 6	9,369
第二小学校	緑町 1 - 29	8,897
第三小学校	片町 3 - 5	16,394
第四小学校	白糸台 1 - 58	4,076
第五小学校	本宿町 1 - 37	13,156
第六小学校	天神町 4 - 14	8,635
第七小学校	北山町 2 - 23	15,917
第八小学校	是政 1 - 34	7,301
第九小学校	栄町 3 - 7	5,156
第十小学校	若松町 4 - 29	9,074
武蔵台小学校	武蔵台 2 - 3	6,174
住吉小学校	住吉町 2 - 30	8,293
新町小学校	新町 1 - 25	5,228
本宿小学校	本宿町 4 - 19	10,824
白糸台小学校	白糸台 2 - 16	7,801
矢崎小学校	矢崎町 4 - 9	5,425
若松小学校	若松町 3 - 11	4,627
小柳小学校	小柳町 3 - 21	8,461
南白糸台小学校	白糸台 6 - 48	8,262
四谷小学校	四谷 3 - 2740	11,893
南町小学校	南町 3 - 6	6,407
日新小学校	日新町 5 - 22	7,926
第一中学校	幸町 1 - 22	15,365
第二中学校	紅葉丘 1 - 23	8,655
第三中学校	本町 4 - 16	8,201
第四中学校	美好町 2 - 13	9,142
第五中学校	新町 2 - 44	9,343
第六中学校	押立町 1 - 2	10,063
第七中学校	武蔵台 2 - 4	6,748
第八中学校	四谷 1 - 2827	8,960
第九中学校	小柳町 2 - 49	8,818
第十中学校	西府町 4 - 21	9,026
浅間中学校	浅間町 1 - 1	10,736
明星学苑	栄町 1 - 1	14,472
府中高等学校	栄町 3 - 3	7,200
府中東高等学校	押立町 4 - 21	10,240
府中西高等学校	日新町 4 - 6	10,282
農業高等学校	寿町 1 - 10	14,015
府中工業高等学校	若松町 2 - 19	15,201

避難所一覧表

	収容施設名	所在地	電話 (042)	収容可能面積 (㎡)	一時収容 (人)	長期収容 (人)	校舎等の面積		避難地域の目安	風水害時の利用可能状況			
							体育館 (㎡)	教室 (㎡)		1階以上 から 利用可能	2階以上 から 利用可能	3階以上 から 利用可能	利用 不可
1	第一小学校	寿町 2 - 6	363-9131	735	891	445	735	31室 2,179	宮西町1丁目、宮西町2丁目、宮西町3丁目、寿町1丁目、寿町2丁目、寿町3丁目、府中町1丁目				
2	第二小学校	緑町 1 - 29	363-9132	592	718	359	592	27室 1,737	府中町2丁目、府中町3丁目、緑町1丁目				
3	第三小学校	片町 3 - 5	363-9133	593	719	359	593	32室 1,927	宮西町5丁目、片町3丁目				
4	第四小学校	白糸台 1 - 58	363-9134	592	718	359	592	20室 1,323	白糸台1丁目				
5	第五小学校	本宿町 1 - 37	363-9135	592	718	359	592	23室 1,481	日新町1丁目、分梅町3丁目、本宿町1丁目、本宿町2丁目				
6	第六小学校	天神町 4 - 14	363-9136	592	718	359	592	20室 1,281	天神町3丁目、天神町4丁目				
7	第七小学校	北山町 2 - 23	363-9137	592	718	359	592	20室 1,256	北山町1丁目、北山町2丁目、北山町3丁目、北山町4丁目				
8	第八小学校	是政 1 - 34	363-9138	593	719	359	593	25室 1,593	是政1丁目、是政2丁目、清水が丘1丁目、清水が丘2丁目				
9	第九小学校	栄町 3 - 7	363-9139	592	718	359	592	27室 1,739	栄町2丁目、栄町3丁目、晴見町2丁目、晴見町4丁目				
10	第十小学校	若松町 4 - 29	363-9130	592	718	359	592	20室 1,260	若松町4丁目、若松町5丁目				
11	武蔵台 小学校	武蔵台 2 - 3	322-0617	585	709	355	585	20室 1,321	武蔵台1丁目、武蔵台2丁目				
12	住吉小学校	住吉町 2 - 30	361-6319	577	699	350	577	27室 2,223	住吉町2丁目、南町4丁目				
13	新町小学校	新町 1 - 25	363-3908	590	715	358	590	18室 1,221	栄町1丁目、幸町3丁目、新町1丁目				
14	本宿小学校	本宿町 4 - 19	365-2652	590	715	358	590	19室 1,221	西府町3丁目、東芝町、本宿町4丁目				

	収容施設名	所在地	電話 (042)	収容可能面積 (㎡)	一時収容 (人)	長期収容 (人)	校舎等の面積		避難地域の目安	風水害時の利用可能状況			
							体育館 (㎡)	教室 (㎡)		1階以上 から 利用可能	2階以上 から 利用可能	3階以上 から 利用可能	利用 不可
15	白糸台 小学校	白糸台 2 - 16	365-2650	579	702	351	579	17室 1,086	朝日町1丁目、白糸台2丁目、白糸台3丁目				
16	矢崎小学校	矢崎町 4 - 9	363-9128	607	736	368	607	15室 975	矢崎町4丁目、矢崎町5丁目				
17	若松小学校	若松町 3 - 11	364-1771	617	748	374	617	14室 906	若松町2丁目、若松町3丁目				
18	小柳小学校	小柳町 3 - 21	365-5371	596	722	361	596	28室 1,792	小柳町2丁目、小柳町3丁目、小柳町4丁目				
19	南白糸台 小学校	白糸台 6 - 48	365-5381	586	710	355	586	26室 1,662	白糸台5丁目、白糸台6丁目				
20	四谷小学校	四谷 3 - 2740	364-0881	675	818	409	675	23室 1,565	四谷2丁目、四谷3丁目、住吉町3丁目、住吉町4丁目				
21	南町小学校	南町 3 - 6	366-3320	606	735	367	606	17室 1,263	南町2丁目、南町3丁目、分梅町2丁目				
22	日新小学校	日新町 5 - 22	368-6241	637	772	386	637	14室 952	日新町2丁目、日新町3丁目、日新町4丁目、日新町5丁目				
23	第一中学校	幸町 1 - 22	361-9301	1,672	2,027	1,013	1,672	23室 1,449	宮町1丁目、宮町2丁目、宮町3丁目、幸町1丁目、幸町2丁目、晴見町1丁目、晴見町3丁目、天神町1丁目				
24	第二中学校	紅葉丘 1 - 23	363-9122	2,835	3,436	1,718	2,835	21室 1,305	紅葉丘1丁目、紅葉丘2丁目、紅葉丘3丁目、多磨町1丁目、多磨町2丁目、多磨町3丁目、多磨町4丁目、朝日町2丁目、朝日町3丁目				
25	第三中学校	本町 4 - 16	363-9123	2,789	3,381	1,690	2,789	20室 1,260	是政3丁目、是政5丁目、是政6丁目、南町1丁目、南町5丁目、南町6丁目、分梅町1丁目、分梅町5丁目、本町1丁目、本町2丁目、本町3丁目、本町4丁目、矢崎町1丁目、矢崎町2丁目、矢崎町3丁目				

	収容施設名	所在地	電話 (042)	収容可能面積 (㎡)	一時収容 (人)	長期収容 (人)	校舎等の面積		避難地域の目安	風水害時の利用可能状況			
							体育館 (㎡)	教室 (㎡)		1階以上 から 利用可能	2階以上 から 利用可能	3階以上 から 利用可能	利用 不可
26	第四中学校	美好町 2 - 13	363-9124	2,459	2,981	1,490	2,459	25室 1,615	宮西町4丁目、日鋼町、美好町1丁目、美好町2丁目、美好町3丁目、分梅町4丁目、片町1丁目、片町2丁目、本宿町3丁目				
27	第五中学校	新町 2 - 44	363-9125	2,956	3,583	1,792	2,956	19室 1,197	新町2丁目、新町3丁目、浅間町2丁目、浅間町3丁目、浅間町4丁目、天神町2丁目				
28	第六中学校	押立町 1 - 2	363-9126	2,829	3,429	1,715	2,829	25室 1,586	押立町1丁目、押立町2丁目、押立町3丁目、押立町4丁目、押立町5丁目、小柳町5丁目、小柳町6丁目、白糸台4丁目				
29	第七中学校	武蔵台 2 - 4	322-0557	2,806	3,401	1,701	2,806	14室 1,174	西原町1丁目、西原町2丁目、武蔵台3丁目				
30	第八中学校	四谷 1 - 2827	364-1881	1,673	2,028	1,014	1,673	23室 1,466	四谷1丁目、四谷4丁目、四谷5丁目、四谷6丁目、住吉町1丁目、住吉町5丁目				
31	第九中学校	小柳町 2 - 49	367-0320	1,101	1,335	667	1,101	15室 1,018	若松町1丁目、小柳町1丁目、是政4丁目、清水が丘3丁目、日吉町				
32	第十中学校	西府町 4 - 21	364-3166	1,119	1,356	678	1,119	12室 816	西原町3丁目、西原町4丁目、西府町1丁目、西府町2丁目、西府町4丁目、西府町5丁目				
33	浅間中学校	浅間町 1 - 1	360-0031	1,127	1,366	683	1,127	17室 1,164	浅間町1丁目、八幡町1丁目、八幡町2丁目、八幡町3丁目、緑町2丁目、緑町3丁目				
34	郷土の森 総合体育館	矢崎町 5 - 5	363-8111	3,860	4,679	2,339							
35	中央文化 センター	府中町 2 - 25	364-3611	367	445	222							
36	白糸台文化 センター	白糸台 1 - 60	363-6208	251	304	152							
37	西府文化 センター	西府町 1 - 10	364-0811	250	303	152							

	収容施設名	所在地	電話 (042)	収容可能面積 (㎡)	一時収容 (人)	長期収容 (人)	校舎等の面積		避難地域の目安	風水害時の利用可能状況			
							体育館 (㎡)	教室 (㎡)		1階以上 から 利用可能	2階以上 から 利用可能	3階以上 から 利用可能	利用 不可
38	武蔵台文化センター	武蔵台 2 - 2	576-3231	244	269	148							
39	新町文化センター	新町 1 - 66	366-7611	287	348	174							
40	住吉文化センター	住吉町 1 - 61	366-8611	283	343	172							
41	是政文化センター	是政 2 - 20	365-6211	266	322	161							
42	紅葉丘文化センター	紅葉丘 2 - 1	365-1188	246	320	160							
43	押立文化センター	押立町 5 - 4	488-4966	65	79	39							
44	四谷文化センター	四谷 2 - 75	367-1441	191	232	116							
45	片町文化センター	片町 2 - 17	366-7001	292	354	177							
46	ルミエール府中 (市民会館)	府中町 2 - 24	361-4111	2,400	2,909	1,455							
47	生涯学習センター	浅間町 1 - 7	336-5700	912	1,105	552							
			計	46,608	56,494	28,246							

注 各文化センター、ルミエール府中及び生涯学習センターは二次避難所として活用する。

被害状況によっては、避難者数に応じた避難所の変更を行うこともある。

広域避難場所一覧表

避難場所名称	住 所	備 考
東京農工大学	幸町三丁目	
都立府中の森公園	浅間町一丁目	
都立多磨霊園 都立武蔵野公園	多磨町四丁目 多磨町三丁目	
都立武蔵野の森公園 朝日サッカー場	朝日町三丁目	
多摩川河川敷		
東京競馬場	日吉町一丁目	
市民球場 市民陸上競技場 都立農業高校	寿町二丁目	
武蔵台緑地	武蔵台二丁目	
トヨタ府中スポーツセンター	北山町三丁目	
東芝府中事業所	東芝町	
日本電気府中事業場	日新町一丁目	

印の広域避難場所は、火災等により地域避難場所や指定避難場所に危険が迫った場合のみに利用するもの。利用の際は、市職員及び警察官等により避難者を誘導する。

他の広域避難場所は、地域避難場所として活用可能である。

平成24年4月 作成

平成26年11月 改訂（都避難所管理運営の指針改訂及び府中市
地域防災計画の改訂に伴うもの）

避難所管理運営マニュアル策定ガイドライン

編集発行 府中市行政管理部防災危機管理課
東京都府中市寿町1丁目5番地
府中市中央防災センター
電話（042）335-4283（直通）